

No.1 ○豊明市議会定例会9月定例会月議会会議録(第2号)

平成24年9月3日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	近藤 善人	議員
5番	藤江 真理子	議員	6番	早川 直彦	議員
7番	近藤 千鶴	議員	8番	一色 美智子	議員
9番	三浦 桂司	議員	10番	杉浦 光男	議員
11番	近藤 恵子	議員	12番	山盛 左千江	議員
13番	平野 龍司	議員	14番	平野 敬祐	議員
15番	村山 金敏	議員	16番	安井 明	議員
18番	堀田 勝司	議員	19番	月岡 修一	議員
20番	前山 美恵子	議員			

2. 欠席議員

17番 伊藤 清 議員

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	松林 淳 君
議事課長補佐	石川 晃二 君	議事担当係長	馬場 秀樹 君
兼庶務担当係長			
専門員	濱島 早代江 君		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	小浮 正典 君
教育長	後藤 学 君	参事兼	神谷 巳代志 君
		市民生活部長兼	
		健康福祉部長	
行政経営部長	伏屋 一幸 君	経済建設部長	横山 孝三 君
消防長	成田 泰彦 君	教育部長	津田 潔 君
秘書政策課長	鈴木 美智雄 君	財政課長	吉井 徹也 君

総務防災課長	相羽喜次君	高齢者福祉課長	原田一也君
医療健康課長	加藤賢司君	都市計画課長	野村芳明君
環境課長	土屋正典君	会計管理者 兼出納室長	深谷義己君
監査委員事務局長	前田鑛君		

5. 議事日程

(1) 一般質問

早川直彦 議員
藤江真理子 議員
一色美智子 議員
川上裕 議員
近藤善人 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 19 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、伊藤 清議員より本日、欠席の届け出がありましたので、ご報告をいたします。本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

一般質問の順序は、あらかじめ議会運営委員会で協議をされておりますので、その順序で行います。

また、発言時間については、それぞれ申し合わせに従って進めさせていただきます。

なお、質問は一問一答方式及び一括質問一括答弁方式による質問が併用されますので、当局の職員においても、質問内容に沿って的確に簡潔に答弁されるよう、あらかじめお願いをいたしておきます。

最初に6番 早川直彦議員、質問席にて質問願います。

No.3 ○6番(早川直彦議員)

それでは、通告に従い一問一答方式による一般質問を始めます。

まず第一に、地域主権一括法の取り組みについて質問をします。

これまで国が決めていた各種基準を、市が独自に定めることができるようにしたり、県が持っているさまざまな権限を市へ委譲するなど、市の主体性や自主性を高める改革を行うために、関係する多くの法律を一括して改正するものが地域主権一括法です。

この法律の正式な名称は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」といい、平成23年5月に第1次地域主権一括法が、同年8月に第2次地域主権一括法が公布されました。

第1次一括法では、42の法律を改正し、これまでの国が一律で定めてきた各種の基準を、県や市が独自に定めることができるようにするなど、地方公共団体に対する義務付け、枠付けの見直しが行われました。

第2次一括法では、188の法律を改正し、第1次一括法でやり残した地方公共団体に対する義務付け、枠付けの見直しを進めるとともに、これまで県が行っていたさまざまな事務を市が行えるようにするなど、基礎自治体への権限委譲が行われました。今後、さらに県から市へ権限委譲が進む可能性があります。

豊明市において、地域主権一括法をどのように考え、今後どのように進めていくのか、質問してまいります。

まず第1番目、地域主権一括法について、豊明市はどのように捉え、また、それに対してどのように取り組んでいるのか、お聞かせください。

No.4 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.5 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、本市の基本的な考え方を申し上げます。

本市では、地域主権一括法を円滑に進めていくために、基本方針というものを定めました。

それは平成23年の12月の26日の幹部会を通じて、各職場のほうに通知のほうをいたしております。この中で4つの方針を定めております。

1番目として基準の継続、2番目として迅速な整備、3番目として最適な基準への見直し、4番目として効率的な運営の検討ということになっております。

1番目の基準の継続とは、これまでの国や県等の画一的な基準で問題がなかった場合は、これまでの基準を維持をしながら対応をしていくというものでございます。

ただし、地方分権という趣旨を考慮いたしまして、基準を変更する必要がある場合には、

この限りではありません。

そして、2番目の迅速な整備とは、可能なものはなるべく早く条例を制定していこうというものでございます。

3番目の最適な基準への見直しとは、方針1において基準を維持した場合でも、地域の実情に合わせた見直しの機会を確保し、最適な水準へ変更することを促すためのものでございます。

各条例等の施行後、3年をめぐりとして条例等の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、見直しなどの必要な取扱いを促していくものでございます。

4つめの効率的な運営の検討とは、このたびの移譲にあつては、一部事務組合や機関等の共同設置による実施など、効率的な実施の検討について近隣市町と可能な限り、情報交換を行いながら進めていくというものでございます。

このような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

No.6 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.7 ○6番(早川直彦議員)

4つの基準で行われているということなんですが、地域主権一括法は、一律に国から県や市へ移譲されています。ややもすると、条例を制定するとか要綱や規則を変更しなければいけない。後は、それに伴う作業量が増える。

施行後とか移譲が済んだ後、その職員の作業量とか事務量が増えるというマイナスのイメージを持っている自治体も多いのではないかと思います。

それで豊明市としては、権限移譲が行われることによってプラスとして捉えているのか、また逆に、マイナスとして捉えているのか。

もし、プラスになるとしたら、どの部分がプラスになって、逆に、マイナスとなる部分とか、マイナスと考えるのは、どの部分がマイナスになるのかというのをお聞かせください。

No.8 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.9 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

やはりプラス、マイナス両面あるかと思います。

プラスの面におきましては今、議員がご指摘のように、地域主権ということで、豊明市が

他市との均衡ももちろん保ちながらなんですが、独自の条例等を制定して行っていくことができます。

その中で、いろいろな例えば税金の問題、環境の問題、騒音の問題等々ですね、規制等がかけていける。まちづくりについて、いろいろな条例を制定することができるということで、非常にプラスではないかというふうに考えておりますが、やはり権限移譲ということでもありますので、まず条例を見直して、変えるものは変えないといけないという、そういう事務がありますし、事務、事業量、ともに増えることが予想されるということでございますので、その辺のことも人員の配置等も考えていかないといけなくなるというようなことが、マイナスといえばマイナスなのかなというふうに考えております。

以上です。

No.10 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.11 ○6番(早川直彦議員)

今、マイナスで理由を述べられたところと絡むと思うんですが、2番目の今後、豊明市における取り組み状況とか、また今後のスケジュール、この辺についてお答え願えますか。

No.12 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.13 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

本市におきましては、今回の地域主権の一括法の関係では、今年度中に条例の提出が必要なものが、介護保険法や道路法、河川法などの改正によりまして、9つの条例、9条例を見込んでおります。

それらの条例につきましては、県から改正準則等が送付されてまいりますので、それが届き次第、本年度中に改正をしていく予定でございます。

また、一括法以外で県が作成した平成27年度までの10万人未満の市への権限移譲事務は、12のメニューがございます。

このうち現在、2つについては既に実施をしておりますが、1つは、まだ実施時期が決まっておられません。26年度に実施をするということで、3つについては、もうやっているか、またはやる予定ということになっておりますが、残りの9つのものについては、実施できるかどうかも含めて、実施年度を検討中ということでございます。

以上です。

No.14 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.15 ○6番(早川直彦議員)

今、条例改正、まあ今後のことも含めてなんですが、まず12月定例会議会、その後、3月の定例会議会ですね、市の条例を変更しなければならないものというのがありますよね。

その中で、例えば県から市への権限移譲をするための県からの資料とか県とかの報告ですね、どういうふうに変えるか説明会だとか、改正の準則とかが、結構遅れがちになるというふうに、調べていたらそう聞きました。どうしても介護の関係とか、やっぱり法が複雑で難しいものほど、もうぎりぎりになると。

そうすると、管轄する職員もそうなんですが、関連する団体に対しても、それはもう不安になる、利用者さんも不安になるということも、今変えなければならない介護の関係とか道路の関係とか河川の関係ですね、今の状況というのは、それぞれどうなっているんでしょうか、お聞かせください。

No.16 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.17 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今、まさに議員ご指摘のように、介護保険については、当初の予定でいきますと9月に、この議会に提案させていただこうというふうに考えておりました。

しかしながら、法律がやはり複雑だというようなことと、さまざまな状況が相まって、改正の準則が各市に送られてくるのが遅れているという、そういう状況でございます。

他の法律につきましても、待ってはいるんですが、なかなか来ないというような実情です。

庁舎内の各課におきましては、県の説明会にそれぞれ出ていっております。また、いつぐらいにそういう改正の準則が来るかとか、そもそも、どういったことを内容として権限移譲していくのかというようなことが、今それぞれの課でヒアリングとか研修とかという形で行われているという、そういう状況でございます。

少しちょっと遅れぎみということでございます。

以上です。

No.18 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.19 ○6番(早川直彦議員)

遅れがちになると、先の方針の1で基準の継続ということで、遅れれば遅れるほど、とりあえず国や県の基準のまま、特に県の基準そのまま、市の条例に置きかえたり、要綱や規則、県に要綱や規則しかなければ、市の中で要綱や規則をつくろうと、とりあえずつくってしまおうと。

その後、状況を見ながら、新たに変えていこうという形になるのかもしれないんですが、これは権限を移譲することによって、条例を委任する場合の基準設定の類型というのが3つあります。

まずは1番目、従うべき基準といって、必ず条例に適合させなければならない基準。

2番目として、標準型で、通常によるべき基準で、条例の内容は標準を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた標準と異なる内容を定めることは許容していると。

3番目が、参酌すべき基準の型といい、十分参照しなければならない基準、法令の参酌すべき基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることを容認。

これは特に、3番目の参酌すべき基準というのは、豊明市オリジナルの部分です。考えることができることでもあります。

時間が短ければ短いほど、そのまま今までどおりに、でも十分考える時間があるならば、例えばここをこう変えれば、豊明によりよくなるんじゃないかとか、24年の第1回の定例会で、図書館条例と公民館条例の一部が改正されたのも、これも地域主権一括法の1つであります。

ここの中では、図書館運営委員会の委員と公民館運営協議会の委員、これが定められています。従来は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、この3つが標準、従来の型。

これを豊明市は、それにプラス公民館条例と図書館条例の一部改正で、新たに「一般公募者」というのを加えました。

一般公募者というふうに加えれば、ある意味、市民の方、活動している方、多くの方を取り入れることができるということで、一般公募者というものを取り込んだと思いますが、例えば独自にオリジナルでつくることが出来ます。

愛知県内で、例えば豊田市の中央図書館条例なんですけど、条例の中の変更が、1番目が小学校、中学校及び高等学校の校長、2番目が幼稚園及び保育園の園長、3、学識経験を有する者、4、図書館において市民活動を行う団体の代表者、5、公募による市民、市内に在住し、通勤し、または通学をする個人をいうと。

もう一つが、碧南の市立公民館の設置及び管理に関する条例の部分なんです、1として学校教育の関係者、2番目、社会教育の関係者、3番目、家庭教育向上に資する活動を行う者、4番目、学識経験のある者、5番目として地域の活動を行う者となっています。

細かく市でオリジナルでつくるのが可能なんです、そういう部分に関しては、今後どういうふうを考えているのか、お聞かせください。

No.20 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.21 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

細かくつくればつくるほど、住民の方への理解を得る、そういう努力をしなければいけないと思います。

そういったことで、議員ご指摘のように、条例をつくっていく間の期間というのが、非常に重要となってくると思います。

豊明市では、各条例についてパブリックコメント等を行ってつくっております。さらには、全く新規の計画等をつくる場合には、それ以前に住民の方の参加のもとに、ワークショップやら地域への説明会やらをやりながら、つくっていているという、そういう実績がございますが、そういったことをできるだけ継承していきたいと。

そうなりますと、時間が短いときにはどうするんだという話になりますが、やはり住民の意見を聞いてやっていくというのが、市長の大前提の方針でございますので、そういったことで、皆さんの意見を聞いて条例がつけれるようにしていきたいというふうに、このように考えております。

以上です。

No.22 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.23 ○6番(早川直彦議員)

4番目の質問になっちゃうんですが、今、パブリックコメントとか住民の意見を聞くということで、これから条例をつくる、来年の3月までにつくるものに対して、住民の、市民の意見を聞くと考えているものは何かあるんでしょうか。

まだ全然、情報が少ないもんだから、まだできないと、そういうもんなんですか、お聞かせください。

No.24 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.25 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

できるだけ住民の方の意見を聞くような形でやりたいというふうに思っております。

介護保険におきましては10月の中旬に、そういった機会を設けていくということがあります。

そういうことができない場合には、ホームページ上のパブリックコメントでということになりますが、今後はですね、先ほどから申し上げておりますように、できるだけ詳細にアンケートが必要な場合にはアンケートもとっていくというようなことで、完成に近づけていきたいというふうに今考えております。

以上です。

No.26 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.27 ○6番(早川直彦議員)

まだまだ、これから第1次一括法、第2次一括法の後に、今、第3次一括法がどうなるか、まだ国会ががたがたしておりますので、通るかどうか、ちょっとまだ微妙なところなんです。でも、地域に権限を移譲するという考え方は、まだまだ変わらないので、そのためにも大きなものが来る前に、スムーズに移行できるようにパブコメとか市民の意見を聞くように進めていくようにしてください。

あと、3番目の県から権限が移譲されたことによって、市の業務が増加するものは何件あるという質問なんです。これは例えば、どれだけ業務が増えるかわからない部分というのは、多分あると思いますが、25年の4月1日から母子健康法で低体重児の届け出受理、あと未熟児の訪問指導、未熟児の養育医療の支給認定などが、県から移譲されるはずなんです。

特に、未熟児の訪問指導については、これは小さな赤ちゃんの命にかかわる部分だと思います。

この未熟児の訪問指導ですね、今年度とか昨年でもいいんですが、今の現状の数字ですね、というのは把握しているのでしょうか。

あと、来年度以降、豊明市に移譲される、まあ保健所がやっていることを市がやることによって、職員の配置とか、そういう部分に関して何か考えていることがあるかどうか、お聞かせください。

No.28 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.29 ○参事(神谷巳代志君)

未熟児につきましては現在、訪問指導を 2,500 グラム以下の未熟児について行うことになっておりますが、そのうち 2,000 グラム以下については保健所、それから 2,001 グラムから 2,500 グラムまでは市町村が担当することになっております。

それで、平成 23 年度の実績といたしましては、2,000 グラム以下、保健所担当分が6件、それから 2,001 から 2,500 グラム、市町村担当が 33 件ということでございます。

それで、25 年度から県の事務が、要するに保健所の事務が保健センターのほうにおりてまいります。現在、まあこの6件ということの昨年度実績もございまして、現行の職員の中でやってまいりたいと考えております。

終わります。

No.30 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.31 ○6番(早川直彦議員)

子どもの出生率も低いということで、該当する人数も少ないということなんです。年度によったりとか、景気の動向によったりとか、変わる可能性が大きいので、その人数が増えたというときには、適切な対応をしなければいけないのかなと思います。

あと、もう一点なんです。25 年の4月に権限移譲されるものの中に、社会福祉法の社会福祉法人、老人、身体、知的・精神の定款の許可とか報告聴取、検査、業務停止命令、こういうものも移譲されるんですが、この点に関して、これは移譲されることによって、今まで県が監査をしてきたとか監督をしてきた、それを市に移譲する。これはすごく重い権限を与えられるということになるんですが、この点についてはどのように考えているんでしょうか、お聞かせください。

No.32 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.33 ○参事(神谷巳代志君)

社会福祉法人の関係の権限移譲事務につきましては、この社会福祉法人の設立に関する諸手続ですね、それから認可の手続、それから社会福祉法人の指導監査等が市のほうにおいてくるわけですが、これにつきましては、健康福祉部の各課で所管をこれからしていくわけですが、まだ詳細な内容については、県のほうから説明がございません。

それで10月末に、この社会福祉法人の権限移譲事務に関する説明会が県のほうで開催されますので、その説明を受けた上で、市においてきた内容につきましては、市のほうで責任を持って対応してまいりたいと考えております。

終わります。

No.34 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.35 ○6番(早川直彦議員)

市が、これ監督とかするということは、その利用者さんとか、その家族、それとか市民の方からの苦情を直接市が受けて、素早く対応するということができるということでもありません。

そうすると、職員の数とか、すぐに対応できる人数とか、あと、権限移譲というのはある部分、職員のプロフェッショナルが求められる部分があるのかなと、そういう部分を考えなければいけないのかなと。

今後、第1次・第2次一括法の後に、さらなる権限移譲があるかもしれないんですが、県からの権限移譲が、まだ今は余り重くないもの、これからだんだん、国のほうとか県のほうも、自治体のほうにもっと業務が複雑なもの、専門性の必要なものがおいてくる可能性があるんですが、今後のビジョンにもつながるんですが、定員管理とか、職員のスペシャリストを求めていくのか、全てオールマイティーにできる、どの部署でもおおむねオールマイティーにできるジェネラリストを求めるのかという部分。

あと、その権限移譲、まあ該当するものがほとんどないよというものはいいんですが、先ほど言った未熟児の問題とか介護の問題とか、知的・精神とか障がい者の問題、素早く対応できなきゃいけない部分だと思うんですが、その部分に関して市としてはどのように今考えているかどうか、お聞かせください。

No.36 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.37 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

ただいま、早川議員からご質問がありました、まずジェネラリストをやっていくのか、スペシャリストが必要ではないかという、そういうご質問でございますが、人事管理の中で今、豊明市は、結論からいうと両方やっております。

採用後、10年までの職員については、ジェネラリストをつくるという意味もあるし、その職員の適性を見きわめるといものがありまして、10年間で3カ所、管理部門と窓口部門と事業部門にいていただくと、そういう基本の異動の方針の中で、人事異動のほうをやっております。

その後、大卒でいきますと32歳を超えたあたりから、どこに適性があるかということで、その適性のある部署でスペシャリストの申告をしていただきますと、その申告をした年から5年間やることができる。

ですので、その職員が例えば社会福祉課に5年おりました。スペシャリストの申告をしますと、そこからさらに5年ということで、10年間の滞在が可能になってまいります。

そういたしますと今、議員がおっしゃったように、プロのそういう職員が要るのではないかというようなことには、そういうことで対応がしていけるのかなということがございます。

ただ、職員の数については、市長の方針もありまして、それが行革審でも認められて、27年度の4月には461名にしていくという、そういう基本的な骨格が定められております。

それに今は対応するために、民活だとか行政機構の改革だとか、後は職員の負担を減らすために業務のあり方検討PT、プロジェクトチームで、今いろんな事務についての見直しをやっておりまして、合理化できるものは合理化して、仕事の量を、質を落とさないように減らしていくと、そういう3方向から考えていっております。

それについては、もう少し時間がかかりますので、そのことで461が対応できるかどうかということは、今の時点ではなかなか申し上げにくいんですが、そういったことで現在対応しようということを考えておりますので、そういったことで今のところのお答えとさせていただきますと思います。

以上です。

No.38 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.39 ○6番(早川直彦議員)

いろいろな問題が出てきます。やっぱり、これは市が考えていることじゃなくて、国が進めている政策で、どうしてもそれは県や市は従わなきゃいけないと。

しかしながら、市にノウハウがないと、それじゃいけないと。市民のためにならないので、その辺を考えていただきたいのと、やはり市長として、市長にお伺いしたいんですが、こういう情報を早く出してもら。権限移譲のことについても、ぎりぎりで法律が制定されたり、そうすると、困るのは最終的には市民の皆さんになるわけですので、的確に早く

情報を、権限移譲の情報をですね、そういうのを市長会を通じて早く出してほしいと。

そういうことを強く、この近隣市町とか愛知県の中で、国が進めていることをもっと早く基礎自治体にも情報を入れてほしいと、そういうことを今まで以上に、今もやっていると思うんですが、今まで以上にそういうことをすることはできないでしょうか、お聞かせください。

No.40 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.41 ○市長(石川英明君)

各担当の部課長も含めてですが、こうしたことは非常に問題意識を持ってみえます。ですから、いろんなことに対しては、担当も意見を申し上げます。

今、言われたことは、私自身も肝に銘じながら、この辺は強く言っていきたいというふうに思いますが、ただ、いかんせん、なかなかそういう実態にはなっていないということも、一遍ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

No.42 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.43 ○6番(早川直彦議員)

権限移譲は難しい問題でもありますが、市民のためになるように進めていっていただきたいと思います。

それでは、2点目の大地震発生に備えた地域防災力のためにを質問してまいります。

大地震発生後に公助のみの災害対策には、これは限界があります。市民の皆さんに自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る。これに足りない部分を行政が補うという考えを理解していただき、自助や公助の重要性を十分認識していただく必要があります。

地域防災力を強化するための方法について、順番に質問します。

1番目の、地震に備えての非常持ち出し品や備蓄品の啓発についてお聞きします。

災害時の全ての備えを行政が行うことは、これは到底無理なことでもあります。市民の皆さんに最低3日間分の食料や水、携帯ラジオ、卓上コンロ等の生活用品の備えの必要性を、さらに周知する必要があります。

今年度3月に行われた第1回定例会の近藤善人議員の一般質問で、前副市長の答弁の中で、「避難者数は愛知県の被害予測値である7,000人を想定して備蓄しているところ

であり、発災後3日間ぐらいは市民の方に食料あるいは水などを常備していただけるということで、その掛ける9割、6万3,000食をめどに備蓄計画が立てられているところでございます」という回答でした。

この回答から想定をすると、ほぼ市民の100%、3日分の水や食料を備蓄していることを前提としています。

質問しますが、本当に市民が自助の意識で、ほぼ100%に近い世帯で備蓄をしていると考えていますか、お聞かせください。

No.44 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.45 ○参事(神谷巳代志君)

市が備蓄をしております食料品、水、その他生活必需品等につきましては、議員申されますとおり、現在数は東海・東南海地震連動時の避難者予測数をもとに備蓄をいたしております。

しかしながら、予測を超えた大災害におきましては、一時的に非難される方が大勢いると思われますので、必ずしも現在の備蓄数が充足される数量ではないと考えております。

また公助として、市が備蓄する食料は、全ての避難民が何カ月もの避難所生活をするだけの全数量を確保することは困難であり、災害避難初期におきましては、救援物資が届くまでの間、地域などで食料を融通し合うことや、個人では最低3日程度の、家族が過ごすのに必要なものを、みずから用意をしていくことが必要であると考えております。

しかしながら、まだまだ、その自助につきましては、足りないというふうに考えております。一番、アンケートを調査した結果におきましても、そういった調査結果が出ております。

今後、地区での防災講話など、機会があるごとに重点的に、その自助につきましてPRをしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.46 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.47 ○6番(早川直彦議員)

ほぼ100%に近い世帯で備蓄していないと。例えば東日本大震災の後に、平成24年1月に愛知県がアンケートを行っております。

防災(地震)に関する意識調査のあらましの、これはアンケートの結果なんですが、非常

食、飲料水を3日以上用意している人は、まあ非常食は非常食、飲料水は飲料水、それぞれなんですけど、大体3割強です。

また、3割の方はですね、非常食、まあ飲料水、それぞれなんですけど、全く用意してないと。

多分、震災後の1月、まだ東日本大震災の教訓が十分行き届いている中でも、こういう結果。

母数が20歳以上の県民3,000人に調査をして、1,568名、52.3%の回答ですので、正しくないといえば正しくないのかもしれないんですが、非常に自助の意識の高い人、全くない人、これは多分、極端に分かれている結果だと思います。

こういうことも踏まえて考えていかなければならないと思います。

例えば、春日井市の例なんですけど、始めたばかりなんですけど、これは地域における市民防災マニュアルの作成の手引き、これは何かといいますと、自助や公助、町内とか自治体とか、区で防災のマニュアルをつくるという活動を、まだ始めたばかりです。各町内とか区とかを職員が回って、まだ、これは始めているところだそうです。

春日井のほうに問い合わせをしたんですが、やっぱりすごく熱心な方と全然熱心でない方の差が大きいと。1人でも多くの方に防災意識を高めてもらうために、足元である自分が住んでいる周辺を固めるために、各地域や町内で防災マニュアルをつくってほしいと、そういう気持ちで、私は電話で聞いたんですが、そういうのが職員の方から伝わってきました。

強制力はないそうですが、そういう取り組みというところでは、非常に必要ではないかと思えます。

例えば、豊明市の広報とかホームページで、現在の豊明市の備蓄量、備蓄の考えですね、先ほど私が言った7,000人を避難者で想定をして、その3日分、9割、6万3,000食ですね。そういうのを明確に、市ではこういう考え方で、これだけの備蓄をしていると。市民の皆さんは3日分、最低備えていてほしいと、しっかり伝えないと、もし発災後、これはもうパニックになるというおそれがあります。

全てを行政が引き受けることは、これは到底無理なことですので、その辺をしっかりと、この8月、9月は防災意識の高い月でありますので、今まで以上に強く発信することというのはできないのでしょうか、お聞かせください。

No.48 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.49 ○参事(神谷巳代志君)

現在も、ホームページ内には、市の備蓄につきましては、お示しがしてあります。

そして今、ホームページ、それから9月1日の広報でもお知らせをいたしておりますが、そういった備蓄のことだとか、あと、ふだんから用意するもの、それから避難することについて、各家庭で話し合いをしてチェックしてほしいということで、持ち出し品だとか備蓄のチェックリストも、おつけをいたしております。

そういったものを材料にさせていただいて、各家庭での備蓄に努めていただければと思いますが、やはり東日本大震災後は、その備蓄に関する意識も大変高まってきておりまして、全国的にもそういった品物が品薄になったという話も聞いております。

したがいまして、これからも自助、公助、共助、それぞれ分担をしていくという意識を持っていくような啓発を、行政としてはしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.50 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.51 ○6番(早川直彦議員)

自助を高めないと、これは公助できないですよ。これは当たり前のことなんです、自分のところが何も被害が少ないとか、なければ、被害に遭われた方を助けられるわけです。

そのために、やっぱり市としては市民の皆さんに理解を求めて、できるだけいろいろな形でアピールするという必要があると私は思っております。

それで、2番目の家具とか冷蔵庫などの転倒防止とかガラスの飛散対策、これも自助の部分で、自分の住んでいる家の中が、タンスが倒れ、冷蔵庫が倒れ、テレビが倒れ、逃げることもできないと。これは多分、皆さんも東日本大震災の映像で、ホームビデオで撮った映像で、こんなになっちゃうんだと。

そういうのをできるだけ減らすためにも、市も自助を誘発するためにも、これにも取り組んでいかなければならないことかと思えます。

これも愛知県のアンケートの結果で、約半数の人が家具の大部分や一部を固定し、逆に45%の方が固定していないと、大体半々ぐらいなのかと。

だから、固定している人は固定している、固定していない人は固定していないが、半々ぐらいなのかと。

じゃ、固定してない理由は何かと、手間がかかる、面倒だというのが36%。固定の方法がわからない、自分ではできないから、これが28.9%。固定をしても被害が出ると思うからというのが26.1%で、これも南海トラフ、国が出されたああいう被害想定でも、住民の方とか市民の方が防災意識を高めて、自助の精神を高めれば、被害数は相当減らすことができるという想定の数ですので、このあたりについても、昭和56年以降に建てられた耐震基準が通っている家であっても、とめてなければ家の中のものはみんな倒れちゃいますので、そういうことを市民の方に発してほしいのと、あと、つけ方がわからないとか、そうい

うのを、例えば総務防災課のほうから、こういうつけ方がありますよと。

このマニュアルの中にも、とめ方が簡単に書いてあるんですが、何かそういうことができないのかなというふうに私は思うのですが、あと、ガラスが割れるといっても、今の家は大半が昭和56年以降の家ですので、ガラスが割れるというよりも、家具についているガラスですね、コップとか、ああいうものが飛び出してきた、割れちゃうというものが大半だそうですので、そういうものに対する注意というの、啓発するということとはできないのでしょうか、お聞かせください。

No.52 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.53 ○参事(神谷巳代志君)

過去の地震におきましても、ただいま議員申されましたとおり、家の中で家具の下敷きになって、けがや命を落とすなどされたケースが一番多いということは、確かに実証されております。

したがって、市民の方みずからが、そういったことを認識していただいて、防止措置をしていただくことが一番でございますが、市におきましても、家具の転倒防止につきましても、地域の防災講話の機会に、家具の転倒防止策について用具を紹介するパネルを使いまして、紹介をまいりました。

現在では、過去の災害実例から、用具や材料メーカーには、取り付け方法など詳しいことが、ホームページ上でも紹介をされております。

特定の商品の宣伝にならないように内容を吟味いたしまして、市ホームページでの紹介も考えてまいりたいと思います。

また、総務省、消防庁のホームページの中にも、家具の転倒防止について、動画などで紹介がされておりますので、そういったものもPRの参考にしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.54 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.55 ○6番(早川直彦議員)

インターネットで情報の得られる方はいいんですが、やっぱり情報難民といって、インターネットのできない方たちのため用の周知というの、力を入れてほしいのかなと思いま

す。

次に、ひとり暮らしの高齢者世帯などに対する家具等転倒防止器具取り付け事業が行われていると思います。

この事業は何年から行われていて、どれだけの件数、今までに高齢者世帯とかに取りつけられたかという数字というのは、今わかるでしょうか、お聞かせください。

No.56 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.57 ○参事(神谷巳代志君)

この事業は、市から社会福祉協議会への委託事業といたしまして、平成8年度から始まっております。

内容といたしましては、65歳以上のひとり暮らし世帯、それから身体障がい者、それから療育手帳をお持ちの方、精神障がい者の方々が対象となりますが、無料で設置する事業を行っております。

利用状況は、平成19年度が15件、平成20年度が20件、平成21年度が、すみません、平成22年度が12件、平成23年度が9件でございます。

終わります。

No.58 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.59 ○6番(早川直彦議員)

ちょっと、この数字だけ私、担当に聞いて、平成8年から始まったんですね。

それで総数が348件、ちょっと前後するかもしれないですが、ひとり暮らしの世帯って、今1,800ぐらいだと思うんですが、ひとり暮らしの豊明の世帯というか、そうすると約2割ぐらいの効果が、ひとり暮らしの世帯に出ているのかなと思います。

で、これは金具を4つ、だから2さお分の家具を固定するという事業で、1回そのサービスを利用したら、もう使えませんよ。後は冷蔵庫はだめだよと、タンスだけに限るというふうになっているんですが、例えば平成8年、9年につけて、家具を変えたりとかして、取りつけないタンスがあるとか、冷蔵庫が一番危ないですよ。重たいし、そういう冷蔵庫に関しても取り付け金具をつける。

そういう1回やったら終わりじゃなくて、ある程度の年数が過ぎたら、もう一回受けることができるとか、冷蔵庫に関しても、それも行うと、そういう考え方というのはできないのでし

ようか、お聞かせください。

No.60 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.61 ○参事(神谷巳代志君)

この補助事業は、転倒防止金具をしていただくというか、その転倒防止のことをしていただく、そういった導入を促す意識を持っていただくための、きっかけづくりのための補助だというふうに考えております。

家具が変わるなどした際には、個人でご負担いただき、新たなものをつけていただきたいと考えております。

それから、冷蔵庫につきましては、皆さんのいろいろな意見をお聞きした上で、研究をしたいと思います。

終わります。

No.62 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.63 ○6番(早川直彦議員)

これは平成15年だけ82件と、数字が大きいときがあります。民生委員の方が、その年だけチラシを配ったそうです。

そうすると、やはり事業に対する効果が出ますので、そういう部分の周知というのも、しっかりしてほしいなというのと、平成8年から始まっている事業ですので、一度つけたら次はもうないよというんじゃなくて、その辺もちょっと検討してみたいと思います。

次に、先に5番目の善意の井戸についてお聞きします。

渇水対策用の事業として善意の井戸が始まったというふうに聞いているんですが、今、善意の井戸が92カ所あると思います。

災害用としての善意の井戸の考えというのは、お持ちなのでしょうか。基本的に、もう渇水対策だけでいくのか、その辺をお聞かせください。

No.64 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.65 ○参事(神谷巳代志君)

善意の井戸は、議員申されますとおり、現在は湧水対策ということで行っておりますが、今後につきましては、今後は提供者の方の意思を順番に確認をして、従前の湧水対策から災害対策へ、災害時にも提供してもらえるような形で移行してまいりたいと考えております。

終わります。

No.66 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.67 ○6番(早川直彦議員)

湧水対策ということで、善意の井戸に登録されている方というのは、承諾を得ていると思うんですが、例えば災害時の場合ですね、電動ポンプ式の場合は、これは停電していれば動かなくなると。手動式の場合は使うことができるんですが、例えば停電した際に、井戸が使えるか使えないかとか、そういうものは市としては把握しているのでしょうか。

あと、もう一点なんですが、これは電動ポンプのものについては、発電機がないと、それは停電しているときには使えないんですが、そういうものが区や町内会とかに備えてあるのか、その辺をお聞かせ願えますか。

No.68 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.69 ○参事(神谷巳代志君)

停電したときに使えるかどうか、ポンプ式なのかどうかは現在、善意の井戸については把握をいたしておりません。

それから、そういったポンプが備えてあるかにつきましても、ちょっと現在のところは把握をいたしておりません。

終わります。

No.70 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.71 ○6番(早川直彦議員)

まず、考え方を湧水対策だけじゃなく、災害時も使うというものに改めると。今、湧水が起

きたときに各地区に情報を提供すると。だから今、92カ所、誰が登録しているかというのはわからない状況だと思います。

災害時に対しても、例えば各区の区長さんとか町内会長さんだけには、善意の井戸の提供者を知らせておいて、災害が起きたときに、もう水が出なくなったときに、素早く各区の区長さんなり町内会長さんとか、自主防災の組織の方たちが、すぐ連絡をして使えるという方法も考えられるし、最初からもう公表していただいて、「この家は善意の井戸ですよ」という方法も考えられると思います。

名古屋市さんの場合は、もう災害用ということで、その井戸の提供を大きな防災の地図に、企業が行っているもの、個人が行っているもの、まあ企業のもは名前を明示しているんですが、個人のものに対しては、マークはついているけど、そこは出てないと。災害が起きたときだけ公表するという形をとっております。

あと、表示ですね、表示も名古屋市さんの場合は、善意の井戸に登録してくれたところには看板をつけると。

あと今、市のほうも、こういうA3でできた用紙をつくって、92カ所に配付していると思うんですが、その用紙のところに善意の井戸、水提供中、裏面に水提供、本日必要という、A3の用紙を配っております。

例えば、どうしても紙ベースだと、雨が降れば飛んでいっちゃうとか、貼りつけるのはいいけど、もうちょっと紙でもラミネートしたりとか、もう一工夫欲しいのかなと。

あと、もう一点は、これ勘違いしている人が多いんですが、飲み水として使えると、善意の井戸は。結構いるんじゃないかなと思います。

生活用水用の基準の検査しかしてないので、渡す紙についても、「生活用水用です。絶対飲まないでください。飲み水に関しては各給水所でもらってください」なんていうことも、必要じゃないのかなと思います。

聞かしていただきたいのは、情報をどのような形で災害時に提供する考えがあるのか、最初からもうここは善意の井戸ですよというふうにするのか、災害時だけに情報を提供するのか。まあ地図だけには落としておくけど、おおむねこの辺にあるけど、この町内会の誰かだなというような感じにするのか。

あと、表示の仕方も、今の現状のものに何か変えるとか、見やすくするとか、ちょっと紙1枚で、こういうA3の紙だと、何かなくしたりとか、そういうのもちょっと考えるものがありますので、そういうものをちょっと改めるとか、そういう考えはないでしょうか、お聞かせください。

No.72 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.73 ○参事(神谷巳代志君)

現在の湧水対策用の善意の井戸につきましても、フルオープンがされておられません。

できれば、例えば防災計画等の中に、そういった情報をフルオープンできれば一番よろしいんですが、当然、これ所有者の方の意思確認、それから承諾等が必要でございます。

かといって、災害のときに役に立たなければ何なりませんので、先ほど申されましたとおり、区長さん、町内会長さんには情報をご連絡しておくとか、いざというときに、役に立つような方法をいろいろ研究をさせていただきたいと思います。

終わります。

No.74 ○議長(安井 明議員)

残り時間はおよそ5分です。

発言時間にご注意願います。

早川直彦議員。

No.75 ○6番(早川直彦議員)

水質検査をしているイコール飲める、じゃないというのは、的確に伝えていただきたいと思いますので、まずその辺を、善意の井戸の92軒の方に対して周知していただきたいのと、湧水対策だけじゃなくて、防災対策としての井戸という形で内容を詰めて、万が一に備えるようにしてほしいと思います。

あと、もう時間が少ないですので、3番目のけがや骨折に対するものなんですけど、8月19日の中央公園で防災水防訓練のときに、三角巾を使った応急救護の手当て、本当に時間が少ないですね。本当に簡単な部分なんですけど、救急箱の中にも三角巾が入っていると、応急セットの中にも三角巾が入っていますので、せっかくなのでいい機会だと思います。

消防署が行っている応急救護の講習ですね、かなりの数の方が受講されていますので、本当に5分でも3分でもいいですので、三角巾のたたみ方ですね、たたみ三角巾、二つ折り、四つ折り、八つ折り、それだけでもできれば傷口を縛ることは簡単にできる。そういう、まず応急救護の初級の、応急救護に来た方に、必ず最低限のことでいいですので、こうだよ、こうだよと、興味を持っていただくようなことに取り組んでもらうことというのは、できないでしょうか。

No.76 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

成田消防長。

No.77 ○消防長(成田泰彦君)

今、骨折とか、そういったものを主体にした訓練はしておりますが、年間16回ほどしか申し込みはございません。人数としては709人ということで、今後は総務防災課と合わせて、そういったことを広めていくことはしていきたいと思っております。

以上です。

No.78 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.79 ○6番(早川直彦議員)

これ地震のときは、やはりけがとか骨折というのが大半だと思います。

どうしても今、AEDの講習のほうが主となって、けがや骨折、これは地震だけではなくて、通常起こる交通事故とか、子どもが遊んでいて木から落ちるとか、けがするとか、そういうときにも十分役立ちますので、例えば家庭教育学級とか、各小中学校のPTA活動の中でも、AED以外にも、けがや骨折に対する知識というのは、必要だよというふうに伝えていただければいいなと思います。

私の質問はこれで終わるんですが、これは市民の皆さん、本当に大地震が起きないのが一番理想なんです、万が一に備えて、市ができることをしっかりやっていただきたいと思います。

計画が早く実現するように進めていくように私は求めます。

これで、私の一般質問を終わります。

No.80 ○議長(安井 明議員)

これにて、6番 早川直彦議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前11時休憩

午前11時10分再開

No.81 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 藤江真理子議員、質問席にて質問願います。

No.82 ○5番(藤江真理子議員)

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず1つ目、市民が納得する事業仕分けについてです。

今月 29 日と 30 日の2日間で行われる事業仕分けの準備が着々と進んでいます。

市民投票によって仕分けの対象に選ばれた 20 の事業に直接関係する市民の中には、仕分けの対象になったこと自体が遺憾であるとか、事業の廃止、もしくは大幅に予算を削減されるんじゃないかと不安を抱いている方もいらっしゃいます。そうした不安を払拭するためにも質問いたします。

1つ目、豊明市が行う事業仕分けで一番重要視していること、狙いは何ですか。

No.83 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.84 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今回の事業仕分けの目的につきましては、大きく分けて3点、まあ重要な観点がございます。

1つは、事業の必要性、主体、内容、手段などを洗い直す、事業の最適化を議論することでございます。

2つ目として、全面公開で実施をいたしまして、外部、市民の視点で議論をすることということでございます。

3つ目といたしまして、結論を出して、内容や結果を、庁内の見直し検討に活用することということとなっております。

豊明市の事業仕分けは、単なる予算削減ではなく、各プロセスへ市民の皆さんに参加をさせていただくことを第一の目的に、そして職員の説明責任を果たす、そういった能力、資質向上を織り込みながら、実施していきたいというふうに考えております。

そのことが、市長の目指します新しい公共の一助になるというふうに、このように考えております。

以上です。

No.85 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.86 ○5番(藤江真理子議員)

今回、市民投票、市民の入った仕分け人、あと市民判定人、今言われた各プロセスにおいて、いろんな市民が参加されていること、これはとてもいいことだと思っています。

2番目の、市民参加、全面公開という点から、幾つか再質問させていただきます。

市民投票に参加した人数が 34 人と聞いていますが、この数字をどのように評価、分析な

されていますでしょうか。

No.87 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.88 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今回、インターネットで投票を行いました。さらに、秘書政策課の窓口においても投票いたしました。あと、文化会館等の施設に投票箱を置いてやったわけなんですけど、結果的に34人の方の投票にとどまったということで、まずは、もう少し増やしたいというふうに思っております。

他都市においては、近隣の安城市なんか、このようなやり方をしておりますが、100人程度はあったというふうに聞いております。

今回のことを、ちょっとよく反省いたしまして、もう少し多くの方々に興味を持っていただけるような、そういった取り組みに変更をしていきたい。今後、やるとなればですね、そういったことで考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.89 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.90 ○5番(藤江真理子議員)

今、安城市のちょっと数字が出ました。私が聞いたときに、安城市、今年2年目を行いました。昨年、1年目のときには、市民投票ということで、新聞にも大々的に報道もされたこともあって120人、インターネットで87人が投票されたそうですが、今年は61人が投票という数字でした。

このPRの方法、いろんな場面でもそうなんですけれども、1つ、私がいろんな市民の方、知り合いが、投票に行ったりだとかした感想などを聞いて、市役所3階の窓口投票箱を設置されていたんですけども、これをもし仮に、1階の玄関の入口のところ、入ってすぐ、市民の方の目につく場所に投票箱を設けるといっても、投票する、しないにしろ、何があるんだろうということの気づきにも、つながったのではないかと私は思っています。

あと、市民投票をやったということは、私はとても評価しております。その結果が34人ということは、今の市民の関心度、市民のレベルが、こういう現状だということも突きつけられていると思っています。

それじゃ、その市民投票せずに、内部だけで決めていくほうがいいのかというと、そうで

はないと思います。

せっかく一歩、踏み出したわけですから、今後周知させる努力、もっと参加させる方法を、前向きに考えていってほしいと思います。

次に、無作為抽出 2,000 人に市民の判定人の依頼を出したと思いますが、返ってきた返事はどのぐらいなんでしょうか。

No.91 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.92 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

2,000 人にお願いをいたしまして、最終的に今、市民判定人をやっていただける方は 46 人でございます。

以上です。

No.93 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.94 ○5番(藤江真理子議員)

次に、仕分けの対象事業の選定、選び方のプロセスについてお聞きします。

多くの事業の中からどの事業を選ぶかということは、その事業仕分けの意義を引き出す上でも、極めて大きな要素であると思います。

今回、市民投票に至るまでの 400～500 ある事業の中から、まず 40 事業に絞られた選定基準をお答えください。

それはまた、いつ、誰が、どのようにして 40 に絞ったのでしょうか。

No.95 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.96 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

いつ、誰が、どのようにということからお答えをしたいと思います、6月の経営戦略会議で最終的に決めております。

どのようなプロセスでということですが、まず、秘書政策課の政策推進の係のほうから、全庁の各課に照会という形で行いました。

その中で、5項目の中の観点で選んでくださいということで照会をしたわけなんです、1つ目が継続して事業を行うもの。要は、短期間で終了するものではないですよ、そういう条件です。

2つ目として、市の裁量が大きいもの、3つ目として、事業費がおおむね 500 万円以上のもの、4つ目として、担当課として特に見直しが必要と考えているもの、5つ目として、市民の皆さんの判断をぜひ仰ぎたいものと、こういうような観点で選んでくださいということで、40 項目選んでいただきました。

そこから、先ほど議員ご指摘のように、市民投票をいたしまして、順位を上から順番につけていきました。

最少で3票というものが、今回の仕分けの項目にも挙げられております。3票というものが複数ございましたので、その中から、じゃどれを20事業の中に入れるのかという、そういう議論を経営戦略会議の中で行いまして、最終的に、その3票で同票だったものの中から、金額が大きいものとか、担当課のほうをぜひ聞きたいといっているものというようなことを中心に、最終的に選択をしていただいて20事業を決めたと、こういうことでございます。

以上です。

No.97 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.98 ○5番(藤江真理子議員)

今、お答えになられたこの選定する時点でも、今回、委託先にしている滋賀大学のアドバイスを得て、そのような選択をされたんでしょうか。

No.99 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.100 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今回、この直接的な項目の選定については、アドバイスはいただいておりません。

それ以前の問題として、どういう事業を各課から提出していただくかという、そういったところでは、打ち合わせ等を行わさせていただきましたが、選ぶ段階においては庁舎内の、先ほど申し上げた経営戦略会議のほうで、最終的に決定のほうをいたしております。

以上です。

No.101 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.102 ○5番(藤江真理子議員)

そうしますと、400～500、数百ある中の全ては、もちろん不可能ですので、ある程度絞るまで、その間の議論というのは、その経営戦略会議で、これは公開はされていないんですよ。

まあどういった議論があったかということも、中身は知ることはできないんですか。

No.103 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.104 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

どのような形で選んだかという詳細については、言及は避けたいと思いますが、本年度については、第1回目であるということもございまして、できるだけ担当課の意思を反映したもの、政策的なものももちろんございまして、担当課が今まで事業を継続してやってきて、市民の方々に、その事業のやり方だとか成果だとか効果だとかを、直接聞いてもらいたいということを最終的に、まあ中心に決定をしていったと、そういう過程はございます。

以上です。

No.105 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.106 ○5番(藤江真理子議員)

では、次です。

当日は、インターネットの生中継はされるんでしょうか。

No.107 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.108 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今、施設の問題がクリアできるかどうかということを検討しております。

クリアできなければ、録画をしたものを後日、ホームページ等で載せていきたいというふ

うに考えております。

以上です。

No.109 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.110 ○5番(藤江真理子議員)

施設の問題のクリアによってということですが、そうしますと、生中継するよということ、また市民の皆さんにお知らせするのも大事になってくるかと思うんですが、これはいつわかるんですか。

そういった物理的なことの問題、残りあと3週間、4週間あるんですが、本気でやる気があればできるのではないのでしょうか。

No.111 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.112 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今、施設の問題と申し上げましたのは、ネット中継の環境が、今度予定しております商工会館のイベントホールには、現在ございません。

当初は、大学連携等も行っておりまして、そういう連携している大学に当たって、そういう機材があれば、まあお借りしてやっていくようなことも、今考えております。

ただ、それは相手様のご都合もあることでありますので、新たに機材を購入するということになりますと、またそこで相当な費用がかかってまいりますので、その辺について無料で貸していただくところがあれば、ぜひ、そういったことを連携のもとにやっていければなというふうに思っております。

以上です。

No.113 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.114 ○5番(藤江真理子議員)

では、何とか中継ができることを強く希望しますので、わかり次第、それもすぐに報告してください。

あと先月、模擬仕分けが実施されました。それを踏まえて、そのときの出てきた反省点だ

とか、本番に向けて、こうしたらもっといいんじゃないかという改善点をお答えください。

No.115 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.116 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先日、模擬仕分けを行わさせていただきました。

それで、私ども一番まず強く感じましたのは、やはり市民の方には、もう少し丁寧ですね、市のやっている事業を説明しないといけないというふうに強く感じました。

当日、模擬仕分けをやったときの仕分け人の方から、自分たちのこの程度の知識で、本当に仕分けをしていいのか、判定していいのかというような、そういう率直な疑問が呈されまして、私ども、それに対して考えておりますのは今、事業の概要調書というのをつくっております。

それについて詳細につまびらかにしていくということと、さらに例えば、体育館とか図書館とかといいますが、実際利用されていない方というのは、場所も知らない方もいるんですね。ですので、そういった基礎的な情報も加えてご案内をしていくと。

できるだけ、その調査表、概要表を早い時点で、仕分け人や判定人の方に送付をいたしまして、よく読んでいただくと。

その後、担当のほうから連絡して、何かその調書でわからないところはありませんかというような、そういったケアもしていこうというふうに考えております。

とにかく、ぶっつけ本番にできるだけならないように、かといって、市民の感覚も大事にするようにという、その2点で仕分けのほうができればいいなというふうに考えております。

以上です。

No.117 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.118 ○5番(藤江真理子議員)

はい、よくわかりました。

今回、間近に迫っているので、できないことなんですけれども、もし仮に次回にやられる場合に向けての1つの提案です。

昨年に引き続いて今年2回目を行った安城市、1年目に行った反省を踏まえて、今年は市長からの提案で、先ほど説明にもありましたが、市民の仕分け人の方だとか、あと判定人の方を対象に、事前にその関連施設の見学も行ってから、本番に臨まれたようです。

よそのとこでやって努力されていることでも、まあいいものは取り入れていっていき姿勢であってほしいと思います。

あと、仕分け本番に向けての市民へのPRは万全でしょうか。きょうから当日までにやれることは何でしょうか。

No.119 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.120 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そうですね、広報等でもお知らせをしておりますが、もう一度ホームページ、もしくは最終的には選挙カーみたいなもので、直接お知らせをすると。

ちょっとやかましいという、そういうご指摘もあるかもしれませんが、日にちが近くなりましたら、事業仕分けをやりますのでごらんください、お聞きくださいというような広報も、直接していきたいというふうに考えております。

以上です。

No.121 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.122 ○5番(藤江真理子議員)

それでは、2つ目に入ります。

事業仕分けした後の工程について、予算案に反映させるまでのわかりやすい情報が、市民に行き届いているとは言いがたいです。

仕分けの判定後は、どのようなプロセスを経て、次の年の予算案に反映させていくのでしょうか。

No.123 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.124 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

9月の末に事業仕分けが行われます。例年、11月の初旬に担当の各課は、財政課のほうに予算要求という形で、各事業について予算要求をいたします。

そういうふうになりますと、10月の約1カ月ですと11月の初旬、約40日ぐらいが事業仕

分けを、市の中で仕分け結果を吟味をしていくという、そういう期間になります。

まずは、担当課のほうで仕分け結果についてよく吟味をしていただく。

その結果を、経営戦略会議のほうに上げていきまして、そこで事業の見直しとか廃止とか民活だとか拡大だとか、いろいろな結論が出ると思うんですが、そこで話し合いをして、11月の初旬にはある程度の方針を決めると。

ただ最終的に市長の、来年度の市長査定というのが予算ではあるわけなんです、それが25年の1月に予定されておりますので、そこまでに最終、まあ迷うものもあるかと思うんですね。そういうものについては、ぎりぎりそこまで期限を延ばして、慎重に判断をするということになろうかと思えます。

以上です。

No.125 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.126 ○5番(藤江真理子議員)

この仕分けの判定結果に対する市の対応への注目度も高いと思います。

国の事業仕分けは結局、骨抜きだったり、テレビの報道の仕方もあるんですけども、パフォーマンスで終わった面もあったような気がします。

今回、豊明で行う仕分け、この判定結果はいつ、どのような形で市民へ公表するのですか。

No.127 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.128 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほど申し上げたように、最終的な判断が出たときに、ホームページ等で、その判断結果について市民の方々へ広報していきたいというふうに考えております。

以上です。

No.129 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.130 ○5番(藤江真理子議員)

その最終結果まで一足飛びになってしまいましたけれども、9月29、30日の2日間終わ

った後、その市民の判定人の方が出された結果、これの公開というのか、公表のあり方もいろいろあるかと思うんですけれども、先日、一番直近で東浦町でも事業仕分けが行われていました。

仕分けが行われた翌日に、別件で役所のほうを訪問したときです。役場に入った、正面玄関入ってすぐのところ、前日行われた仕分け結果の判定と、あと議論されたことのコメントが、一覧表になって必ず目につくところに置いてありました。

25年の1月、市長査定の最終までに至るまでに、例えばいろんな総合計画に基づいて、いろんな必要な事業を行っていると思うんですけれども、もし仮に、廃止というふうに判定された場合、どのような対応をとられるんでしょうか。

No.131 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.132 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

まず、仕分け結果の公表でございますが、最終と申しましたのは、やはり市の方針が決まってからということの意味で、そういうふうにさせていただきました。

純粹に29、30にある仕分け結果については、翌日以降、できるだけ早いうちに、もう翌日にも、できればホームページにもアップしていきたいと考えていますし、議員おっしゃったように、来庁者の方にわかるような形で掲示なんかも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.133 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

No.134 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

すみません、答弁漏れがございました。

廃止した場合ですね、というのは、財政のほうの予算の公表も昨年度からやっておりますが、そういったものにも付随する形になってくるかと思えます。

当初の予算の要求では、やるということを出されておったものも、その後、仕分けの結果によって、そういう結論が出されたときには、廃止になってまいりますので、そういったものについては、どういう理由で、例えば事業仕分けのこういう理由で、廃止にすることというのを決定したのかということも、わかるようにした形で、広報やホームページやその他の媒体で、ぜひ報告、発表していきたいというふうに考えております。

以上です。

No.135 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.136 ○5番(藤江真理子議員)

少し今のと関連しますが、当日出た判定結果等、あと最終的な市の判断が異なる場合、これもいろいろ想定されるんですけども、そういった場合は、どのように市民に対して説明をされるのでしょうか。

今先ほど、ご答弁の中でもありましたけれども、仕分け作業の議論の中で出てきたいろんな論点だとか、あと、その結果がその後どのように行政に反映されたのか、また反映しなかった場合はその理由など、今お答えになりました。きちんと市民に説明、公表するという、そのフォローアップがすごく重要だと思っています。

今回、20の事業、いろんな時間的なことでも、20の事業に絞られて行われるんですけども、その20事業以外の事業への改善にもつなげていくという姿勢も大事かなと思っています。

そこで、この事業仕分け、今の事前の準備の段階、あと当日のこと、その後のフォローアップのこと、愛知県で初めてやったのは高浜市、あと安城、東浦、いろいろあるんですけども、この事業仕分け委員会というものを、どこも設置しております。

これは、その事業仕分け委員会の設置の目的が2つありまして、1つ目が、この仕分けの対象事業を選ぶそのプロセスを透明化すること、あともう一つは、仕分け結果に対する市の対応方針の妥当性の検証による結果の反映の監視をする、こういう大きな2つの目的で、市民を含んだ事業仕分け委員会というものが機能しております。

今回、ご存じかもしれないんですけども、市民参加、市民目線を大事にするというのであれば、事業仕分け当日だけのことでなくて、その後のフォローの部分でも、市民の目線というのは考えてほしいと思うわけです。

高浜市、これはいろんな市民力がすごく高いと感じているんですけども、市民が主体となった事業仕分け委員会に、もう事業の選定も委ねております。

高浜市は2年間、事業仕分けを行いまして、その1年目に行った仕分け、その結果の取り組み状況、どのように行政に反映されたかというのをパーセンテージであらわしたり、また、反映されてなかった場合は、先ほども申し上げました、その理由なども公表する、まあチェックをしているわけです、年度をまたがって。

つまり、前年度に行った仕分けのその後のフォローが重要だという考えに基づいています。

あと、その仕分け委員会の中では、住民への情報の伝え方や説明についても、専門用語ばかりの説明になってないかとか、あと、その後の対応方針や取り組み状況の報告、何

が市民にとって改善したのかということも明らかにして、その仕分け委員会の中で提言して、首長さんのほうに持っていくという形があります。

なので、これはその目先の今回の事業仕分け、まあ来年度以降はわからないんですけども、その仕分け後のこと、ただやったというので終わりではなくて、きちっと考えてほしいと思います。

3つ目、第4次豊明市総合計画の行政改革の推進の中に、「行政評価システムの確立」、「市民ニーズ把握のシステム確立」と書いてあります。

①従来までのいろいろな事業評価と今回の新たな事業仕分けについて、また、行政改革の推進に関する重要事項をいろいろ調査、審議する行政改革推進委員会との関係について、どのように捉えていますでしょうか。

No.137 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.138 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、お答えいたします。

従来の行政評価、事務事業評価は、一番違うところは内部評価でやっておるということでございます。事業仕分けについては外部評価でやっておると、そういう違いがあります。

内部評価として事務事業評価、行政評価は、総合計画に関する事務の進捗状況を管理をしていかないといけませんので、現在、422の事業について進行管理のほうを、行政評価によってしております。

事業仕分けは、先ほど申し上げましたが、外部評価として全事業の中から必要と思われる事業を選択して、今回行おうとしておるわけでございます。

あと、行政改革推進委員会との兼ね合いといいますか、その関係性の中では、事業仕分けも行政改革も、目指すものは効率的、合理的な行政であって同一であると思うんですが、大きく違うとすれば、手法の違いがございます。

行革審、行政改革推進委員会のほうが、専門的な見識のある委員の皆さんにお願いをしているのに対して、事業仕分けは、より一層市民の参加度を高めて、仕分け人や判定人として一般の市民の方々に参加していただいて、直接吟味をしていただくと、そういったことで事業の最適化を促していく、決定していくということでもあります。

仕分けにたけた外部の仕分け人の参加によって、客観的な評価が可能となります。事業仕分けについては、そんなようなことがありますので、そういったことで、行革審とはそういうすみ分けをしているというふうに考えております。

以上です。

No.139 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.140 ○5番(藤江真理子議員)

今回の豊明で行う事業仕分けの仕分け人の中には、この行革審の委員の方も入っていらっしゃると思います。

先ほどの「事業仕分け委員会」という言葉を挙げたんですけれども、その市民の仕分け人になっている方が、事業仕分け委員会の委員になっているという例もございます。

その個々の事業の仕分け方プラスその事業仕分けそのものの全体のあり方だとか、広い意味での行革の評価、内部と外部の全体のこと、今の専門的な見識のある行革審の委員さんたちに、推進委員会の中での1つに事業仕分けの部というのか、1つの案として、そういった仕分けに関する今後のフォローや、さらに、もし仮に来年度行うのであれば、そういったものをブラッシュアップさせていくということも、提案したいと思うんですけれども、どんなお考えでしょうか。

No.141 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.142 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほどおっしゃいました、市民の方を交えての仕分けの委員会で、事業仕分け後の対応方針だとか、選定する事業を選んでいく。さらに、反映度についても、発表するためにはそこで吟味するというようなことがいいのか、今、議員がおっしゃったような行革の委員さんにやっていただくのがいいのか、ちょっと内部のほうで検討して、どちらでやると、より効果的なのかということも考えていきたいというふうに思います。

以上です。

No.143 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.144 ○5番(藤江真理子議員)

②に移ります。

昨年的一般質問で取り上げました補助金のゼロベースの見直しについて、その後、どのような進捗状況になっているのでしょうか。

No.145 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.146 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

藤江議員からは毎年、補助金についてのご質問がございまして、ゼロベースから見直せというような、そういったご提案もいただいております。

そういった中で、私どもも調査研究を進めておりまして、現在、今から申します次のような目的、意図、手法等の見直しのあり方を検討をしておりますので、申し述べたいと思います。

まず、補助金のゼロベースの見直しの目的でございますが、目的といたしましては、経費を削減するという限定的な目的ではなくて、資源の最適で戦略的な配分の視点からの補助金の総点検をするということ、目的にいたしたいと思っております。

補助金の特性として、目的達成後も継続されがちであるとか、交付の事実をもって、行政のほうで、それで責任を果たしているというような、自己完結をしまいがちであります。そういったことの責任や、非効率の問題がございまして。

さらに、団体間の格差や行政の関与がもたらす自主性、主体性を阻害するおそれを抱えるといった、そういったことが補助金の中には問題としてございます。

これらの課題を克服して、団体側にありましては主体性を発揮する環境に、行政全体としては効率性と分権時代の資源配分の戦略性を高めるといって、そういった両立を図っていく形で、見直し作業を構築をしていこうというものでございます。

そのことから、先ほど申し上げたように、削減のためだけではなくて、各補助金の磨き上げといいますか、そういったものを行いながら総点検をしていくと、そういった観点でやっていきたいというふうに思っております。

今後、このような目的に合致した指標を落とし込む中で、評価、分析することができる仕組みを、設計をいたしたいというふうに思っております。

これによって客観的な評価を可能とし、公表の機会には対応できるものにしたいと。きちんと公表のほうもできるような、そういう制度設計をしていきたいというふうに思っております。

具体的に申しますと、今年度、平成 24 年度は、内部の検討機能を立ち上げて制度設計をいたします。平成 25 年度に、客観評価、分析結果の確定のほうを行いたいと考えております。

なお本年度、平成 24 年度におきましても、翌年度の当初予算に関連いたしまして、補助金の自己診断が可能な調書を作成いたします。この一連の流れの着手を図りたいと考えているところです。

そして、その自己診断の内容によっては、25 年の分析を待つことなく、来年度の予算編

成に盛り込むものができれば、今年度の秋の予算編成時に行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.147 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.148 ○5番(藤江真理子議員)

具体的な計画が今聞けて、まずよかったです。

まあ余りにもおかしいものは来年度、25年度予算案にも反映させるということですね。

補助金を年度末に使い切らないと、来年、翌年からカットされるという、そういう声もちまたではよく聞こえてきます。たとえ、その繰越金が少ないとしても、有効に使っているのかどうかという見きわめは、本当に難しい点だと思います。

この補助金の見直しというのと、今回、今の事業仕分けという質問を、大きな質問の中で入れているんですけども、補助金、これもすぐ近くの東浦町が、先月、第1回の補助金等検討委員会というのを開催したのに、ちょっとお邪魔してきました。

補助金を見直す目的は、ほぼ、うちと同じようなことでありますが、その中で、印象的だった中に、補助金交付金の見直しを、この事業仕分けでやってはどうかという意見もあったそうなんです。東浦町の町長さんは、事業仕分けでは検討できる補助金の数に限りがあり、個々の団体を狙い撃ちするようなやり方では、関係者の納得は得られにくい。むしろ、補助金の交付の考え方やルールづくりが必要というふうに考えていらっしゃる、あと手法、まあ事業仕分けは手法が決まっているわけですけども、この東浦は本当にまだシナリオがない、真っさらな状態で、どのように交付のルール、考え方を決めていくかということも、委員さん、この検討委員会の委員さんが決めていくという、第1回目はそんなふうでした。

これらの会議録、資料も、ホームページで誰でも見られるようになっています。

私が感じたのは、行政の押しつけではだめだということ。いろんな補助金ゼロベースについても、いろんな行革審の皆さんの中でも、いろいろ考えだとか方法があるかと思うんですけども、せっかくそういった専門的な見識のある行革審の方たちも視野に入れて、検討していく段階から、いろんな市民の方も入るといいんじゃないかなと思っています。

あと③番、行政評価システム全体のあり方を総合計画と照らし合わせ、今後どのようにやっていくのでしょうか。

No.149 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.150 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

行政評価と総合計画の関係で申し上げますと、先ほど申し上げたように、行政評価は422の総合計画の事業を評価をしているということでありまして、昨年ですね、事業の見直したとか廃止という結論が出たものが、422のうち4件でございました。

非常に少ないわけですが、総合計画を推進していく上で、時代のニーズとともに消え去っていくというようなものも、やはり事業は10年間のスパンでやっていると、ございますので、そういったことで継続的にやっていきたいなというふうには思っております。

以上です。

No.151 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.152 ○5番(藤江真理子議員)

1つ、お聞きしたいんですけども、事業仕分けというのは、今後も毎年続けていかれる予定なんでしょうか。

No.153 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.154 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今年、実施をまだしていませんが、今、我々の思いは最低2回ほどやりたいなというふうに思っております。

予算を認めていただくときに、約400の事業の5%ということで、お認めをいただきました。もう少しやらさしていただいて、全体の事業の10%ないしは15%ほどやれば、我々の内部評価にも影響してくると。まあスキルやノウハウを我々も吸収することができると思うので、そうなったときに、その事業仕分けが行政評価の中にも生きてくるというふうに考えております。

以上です。

No.155 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.156 ○5番(藤江真理子議員)

先日、事業仕分け講演会で海東氏も話されていたんですけども、事業仕分けというのは1つの道具に過ぎない。その仕分けをする考え方だとか、いろんなその手法を、どういふふうに取り入れて扱っていくかということが問われていると思います。

今、お答えになりました事業仕分けを行ったその後に、仕分けの外部の視点だとか、全面公開で行うだとか、あと明確な結論を出すといった、そういう事業仕分けの基本原則を、先ほどもお答えになりました、評価システムに応用していく道具としてやっていくという、先のことまで見据えた事業仕分けにつながっていくといいなと私も思います。

何か、京都府では議会の中で、その手法を取り入れて事業仕分けをやっているというのもあるそうです。今後、この手法というのはいろいろもみながら、いいふうに使っていければと思います。

あともう一つ、事業仕分けに関して最後の質問です。

松阪モデル、三重県ですね、「松阪モデル」というのは、ご存じでしょうか。

No.157 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.158 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

私は承知しておりません。

以上です。

No.159 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.160 ○5番(藤江真理子議員)

今回、三重県の松阪市で行われた事業仕分け、松阪モデルと言われているんですけども、これは事業の本質をより正しく理解してもらうために、事業の関係者や、実際にサービスを受けてみえる方にも、市の職員とともに説明者側に入って、現場の立場からその事業の必要性について仕分けの議論に加わる。その仕分け人とサービスを受けている側との議論を聞いて、判定人が判定を下すという、そういったのを松阪モデルと今言われています。

これも1つ、より多くの市民が参加できるという点からも、もし次回、来年度につながるのであれば、頭に置いておいてくださればと思います。

では、次の質問に移ります。

市民に向けて“部課長マニフェスト”のプレゼンについてです。

前回の一般質問で触れました部課長マニフェスト、これは早速、市のホームページで公開されております。

そこには重点事業の概要、あと目標、あと実施の方法、あと取り組みの工程が記されています。

納税者である市民への説明責任が問われる時代です。今年度だけに終わらず、次の年にも活かしていくために、せっかく掲げたこの部課長マニフェストが、絵に描いた餅にならないように、次のことを聞いてまいります。

まず、①この部課長マニフェストの責任の所在は。

②具体的な取り組み方について。

③そのチェックを、いつ、誰が、どのようにしていくのでしょうか。

④各課の中できちんと協議されて、共通認識されているのでしょうか。

お答えください。

No.161 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.162 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

まず、部課長マニフェストは、総合計画を始めとした市の計画に定めた事業や市長マニフェストなどから、当該年度に重点的に推進していく事業を対象として作成をしております。

年度終了時に達成状況を報告するもので、実施責任については市長にございます。

しかしながら、年度途中の進捗状況などの確認などは、それぞれの部長、課長のマネジメントのほうに委ねられています。

3カ月に1回程度、進捗の報告をして、経営戦略会議の中でもんでいくというようなやり方を想定をしております。

具体的な取り組みにつきましては、秘書政策課のほうでルールを示しまして、部課長が目標を設定します。部課長会議にて部課長みずからが現在、プレゼン等を行っております、情報の共有化と各部、各課の連携の可能性を検討をしております。

施策または事業実施は、各部課長が執行責任を負い、職場会議などを通じて、組織マネジメントを高めて推進をしておりますということです。

それとあと、施策または事業については、部課長が個人的に取り組むものではございません。組織の重点目標である部課長のマニフェストを、ぜひ、その部や課で実施していくために、職場会議等を通じたり、直接部長が課長に、課長が係長に、係長が部下に命令すると行った形で、今回の部課長マニフェストの実施については進行していきたいと思っ

ております。

当然、部課長マニフェストを作成していく段階では、そういった担当者とか、課長が部長とか、係長とか、いろんな職員との間で情報共有をした上で、こういう形だったら実施できるのではないかなというようなことが話し合われて、ここに出ささしていただいた、そういう形になっております。

以上です。

No.163 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.164 ○5番(藤江真理子議員)

最終的には、トップである市長の責任ではありますが、今のご答弁を聞いていまして、例えば市民から問い合わせがあったときの説明の責任だったり、進捗、その達成度の責任については、今お話しされた課の中で皆さん共有されているということなので、その課、部に責任があるというふうに私は理解を今しましたが、それでよろしいでしょうか。

No.165 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.166 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そのような考え方を持っております。

以上です。

No.167 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.168 ○5番(藤江真理子議員)

あと、この部課長マニフェストが公表されてから、「えっ、これがマニフェストと言えるの」という、ちょっと厳しい声も市民から届いています。

マニフェストの精査というんですか、どのように、まあ各部長さん、課長さんの掲げられたものを、そのまま、ああいうホームページ上で表にして出てきているんでしょうか。

No.169 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.170 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

秘書政策課から各部長さん、課長さんに、マニフェストをつくってくれという、そういうお願いをいたしました。

そのときに、最初のときにもお答えをしたんですが、つくる条件として、総合計画を始めとした市の事業、事業計画にのっとってつくってくださいと。

もう一つは、市長のマニフェストから重点項目を選んでつくってくださいというようなことでつくっていただいて、それを幹部会のほうに上げて、これが今年のマニフェストですよということを出ささしていただいております。

以上です。

No.171 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.172 ○5番(藤江真理子議員)

今のお答えを踏まえて、次の質問に移っていきます。

部課長さんみずからが、市民に向けてプレゼンをするということは、市民からのいろんな質問など、やりとりを通して、行政の役割、市民の役割をお互いに学び合います。そしてまた、回数を重ねてよりいいものに練り上げていくことで、職員のプレゼン力向上だけでなく、市民の側も自治力の向上も期待できます。

①34 ある部課長マニフェストの中から、1つ2つ事例を挙げて、取り組みをご説明ください。

No.173 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.174 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、具体的な取り組みということで、私どもの神谷参事の掲げました介護支援ボランティア制度の創設について、ご説明のほうをしたいと思います。

事業の概要としては、本市においても高齢化率が20%を超えております。こうした高齢者の人口はますます増加をしていくということでございまして、超高齢社会を迎えます。それに伴いまして、高齢者の介護給付費や医療費がますます増大をしてまいります。

そういう中で、元気な高齢者の方が、介護施設等でボランティア活動を行うことによっ

て、高齢者の健康増進や介護予防を促します。社会参加や地域貢献を通じた生きがいくりを支援するという事で、この項目について神谷参事が、市長のマニフェストでもございますが、項目に挙げました。

具体的には、平成24年の10月より実施をするというふうに、マニフェスト上はなっております。当初、参加者は100人を目指しますということでございます。

実施方法といたしましては、高齢者が介護施設等でボランティア活動を行った場合に、ポイントが得られ、たまったポイントに応じて、市内の商店の商品券と交換ができる、市内で使うことができる商品券と交換ができますということです。

具体的には、30分ボランティアをしていただきますと、50ポイントが獲得できるということで、1日最長2時間、年間5,000ポイントを上限といたします。1ポイントは1円換算として、財源のほうといたしましては、介護保険特別会計の予算から支出をするということです。

何かあった時の場合ということで、市民活動総合保険を適用して、このボランティアさんには活動をしていただくということになっております。

あと、豊明シルバー人材センターを管理機関といたしまして、ボランティアの受付、登録、ポイントの管理、引きかえ等の業務を依頼するものでございます。

取り組み工程といたしまして、市内の各介護施設、商工会、シルバー人材センターとの調整を行いまして、10月の1日の施行を目指します。

市において、ボランティア養成講座を開催し、参加ボランティアの育成を図っていくというものでございます。

先ほど申し述べませんでした、高齢者は65歳以上の高齢者の方を予定をしております。

以上です。

No.175 ○議長(安井 明議員)

残り時間は6分を切りました。

発言時間にご注意願います。

藤江真理子議員。

No.176 ○5番(藤江真理子議員)

1点だけ、今の介護支援ボランティア制度、1点だけ確認させてください。

ポイントと交換をする商品券なんですけれども、これは市内で使う、市内にお金落ちるというふうで理解してよろしいですか。

No.177 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.178 ○参事(神谷巳代志君)

今回の商品券は、市内限定の商品券ではなくて、一般の商品券を使うことを予定いたしております。

その理由といたしましては、商工会との調整がまだ終わってない段階なんですけど、その商品券をシルバー人材センターのほうで換金をするんですけど、その事務に若干ちょっと問題点があるということと、商工会に加入していない商店で使えなくなりますので、一般の市民の方は、そういったことはわかりませんので、とりあえず最初は、一般の商品券で始めて、その後、改善をしてみたいと考えております。

終わります。

No.179 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.180 ○5番(藤江真理子議員)

せっかく、そういった市内の商店の活性化に寄与という点で、市内で使う、そういう商品券にできるだけ早く移行していくような形を望みます。

総合計画について前回、一般質問した際に、答弁の中で繰り返し「市民との協働」ということを強調されていました。

そこで、部課長さんみずからが市民に向けて、自分のマニフェストをわかりやすく説明することを提案いたします。

その理由に、市民目線のアイデアで職員が見落としがちな視点が入り入れられること。そして、市民にとってより望ましい事業を展開していくことにつながるということ。また、行政の活動に一定の緊張感が保てるということ。さらには、市民と行政がお互い両輪となって、まちづくりに積極的にかかわろうという意識を持った市民が増えることなどが、期待されると思うからです。

このことについて、当局のお考えをお聞かせください。

No.181 ○議長(安井 明議員)

簡潔に答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.182 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

まだ具体的には決めておりませんが、34 のマニフェストのうち数点を選択して、10 月以

降に、できるだけ早いうちにやっていきたいというふうに考えております。
以上です。

No.183 ○議長(安井 明議員)

藤江議員に申し上げます。
発言時間は3分を切りました。
藤江真理子議員。

No.184 ○5番(藤江真理子議員)

今、10月以降に試行的にやられるような答弁がありました。ぜひ、市民の前でわかりやすく説明して納得を得ようとする経験は、先の質問でも触れました事業仕分けで、担当者が説明する際にも生きてくるはずです。

伝える力というのは、理事者側がどう伝えたかではなくて、市民にどのように伝わったかということでもあります。

その力をつけていくためには、市民の前で積極的に発言をして、失敗も繰り返しながら身につけていくほかはありません。

わかりやすく伝えるためには、どうすればよいかを考え続けていくこと、これは私も含め誰にでも当てはまることですが、そうした姿勢こそが、市民と行政との信頼の関係の向上につながっていくのではないのでしょうか。

私が何度も申し上げている、こういった市の課題や情報を、市民と職員が共有して、豊明が住みやすいまちに一步ずつ近づいていくための1つの策として、この部課長マニフェストを市民の前でプレゼンする、説明するというのを、初めの一步として、ぜひ実行していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

No.185 ○議長(安井 明議員)

これにて、5番 藤江真理子議員の一般質問を終わります。
ここで、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時9分休憩

午後1時15分再開

No.186 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
8番 一色美智子議員、質問席にて質問願います。

No.187 ○8番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

1項目、実践に即した防災訓練について。

3・11大震災から1年6カ月、今なお原子力発電災害などからの避難は続いています。復興庁は、5月10日時点での避難者は34万1,235人と発表をしています。

また5月6日、茨城県、栃木県で広範囲に被害をもたらした竜巻によって、住宅など2,200棟が損傷、自然の猛威を思い知らされます。

我が国では、どこでも地震とこれに伴う津波や土砂災害の危険性、また豪雨による河川氾濫や土砂災害の危険性など、多くの自然災害の発生を内在していて、日ごろから住民や市町村の防災関連職員を始め、国・都道府県等の関係機関が、これらの脅威を十分認識するとともに、いざというときに迅速に対応できるようにしておくことが重要です。

特に住民は、行政主体の防災から脱却し、みずから積極的に避難行動や災害時要援護者への支援行動を行えるようにならなければなりません。

また、防災上の意思決定をすべき市長や行政職員は、日ごろから意識の向上とその維持に努め、災害時には、災害の現状や予測、避難勧告等の避難情報などの情報を迅速かつ確実に住民に伝達しなければなりません。

そこで、住民や行政に対する避難訓練や情報伝達訓練の実施を行うことが有効であることは、論を俟ちません。

今、改めて命を守る防災訓練のあるべき訓練に向けて、防災の課題に対する対策を講じて、避難計画を再構築することにつなげていきたいと考えます。

そのためにも、住民の命を守るには、自助・共助・公助とともに、隣近所で近くを助け合う近助が極めて重要であり、自治会、町内会やマンション管理組合などに防災隣組のような組織を構築し、防災訓練で災害時要援護者などの安否確認を行うことや、小中学校で避難所の開設、運営を主体とする実践に即した訓練の実施などに取り組むべきと考え、伺います。

1番、今までの防災訓練、避難訓練の問題をどのように掌握しておられるのか伺います。

No.188 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.189 ○参事(神谷巳代志君)

毎年、防災訓練終了後に、参加職員や参加機関等への意見聴取を行っております。そ

の意見をもとに翌年以降、同様な訓練を実施する場合の計画の参考にいたしております。

また、参加各機関につきましては、訓練実施計画案をもとに、各機関との事前打ち合わせ会前に要望やご意見をいただきまして、実施計画に反映をさせております。

先日実施をいたしました今年度の防災水防訓練につきましては、事前に各関係機関からいただきましたご意見といたしまして、支援物資運搬訓練におきまして、愛知警察署より運搬訓練車両の先導を行うという申し出をいただきましたので、ルート選定等を行いまして先導をいただくという内容に変更いたしました。

また、今回初めて瓦れきを用意いたしまして、救出訓練を実施をいたしました。当初、消防署、消防団による救出訓練を想定しておりましたが、事前打ち合わせの中で、企業連合会、自衛隊、災害時派遣医療チーム(DMAT)が協力をして訓練を行うと、そういった形に変更をいたしました。

今回の訓練の事後のご意見といたしましては、現在、集約中ではありますが、ボランティア団体からは、「全てが事前に準備がされており、実際の災害時とは異なり、緊張感が少なかった」というようなご意見とか、炊き出しの関係で、今回、内容を一部変更いたしましたが、「実践におけるその手間と時間、人員の必要量が把握できてよかった」等のご意見をいただいております。

また、過去の訓練時にいただいたご意見などからは、夏の暑い時期の訓練でもありますので、訓練時間の短縮のため、水防訓練と同時開催をいたしました。2時間以内での実施とか、あと飲料水やお茶の参加者への提供、また会場内へのAEDの仮設などを行ってまいりました。

終わります。

No.190 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.191 ○8番(一色美智子議員)

校区防災会連絡協議会、区・町内会ごとの自主防災会などが組織されていますが、その機動性についてどのようにお考えか伺います。

No.192 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.193 ○参事(神谷巳代志君)

やはり市全体での規模もそうでございますが、各町内会、自主防災会を中心としたそう

いった規模の訓練も大変重要だと考えております。それで市といたしましても、各地域での消防、救急訓練や防災訓練のお手伝いをさせていただいておるところでございます。

市主催の防災訓練につきましても、今後は、過去の教訓等から、地域での避難所運営訓練などの実践に即した地域での訓練を、より充実させてまいりたいと考えております。

終わります。

No.194 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.195 ○8番(一色美智子議員)

毎年、同じような訓練をやっていますので、参加する住民も慣れてきているように思います。避難所を歩いたり、避難所に集まったりしていますが、イベント的な訓練が多くなっているように思います。

そこで、伺います。

2番、災害時要援護者などの安否確認を行うことや、小中学校で避難所の開設、運営を主体とする実践に即した取り組みが必要と考えますが、当局の考えを伺います。

No.196 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.197 ○参事(神谷巳代志君)

災害時の要援護者の安否確認につきましては、市防災計画の中で、所管する高齢者福祉課において、民生委員のご協力をいただきまして、年2回の戸別訪問によりまして名簿化をいたしておりまして、平成23年度末で約1,200人の方の登録がございます。

ご本人の了解をもとに、区へ情報提供を行いまして、有事に備えるための個別支援計画の作成を現在、お願いしておるところでございます。

地域での避難誘導訓練に際しましては、この情報から、要援護者への方への避難誘導時の声かけ訓練なども大変有用であると考えております。

また、市の防災訓練の実施方法といたしましては、4年サイクルで中学校単位を1回、これは全市を対象としました大きな規模の訓練でございますが、それを4年に1回、それから3小学校単位を3回行うことで、この4年間のサイクルで市内全域を漏れなく行うことといたしております。

以上です。

No.198 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.199 ○8番(一色美智子議員)

住民みずからが考え、意識、啓発するような訓練が必要ではないかと思えます。

例えば、泊、お泊まりを伴う訓練をして、避難所の開設から避難所体験、防災倉庫からの備品の搬出、簡易トイレの組み立て、炊き出しと、実際に体育館でシートを敷いて寝泊まりをする、このような訓練が必要と考えますが、当局はいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

No.200 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.201 ○参事(神谷巳代志君)

過去には、夜間での訓練などを行ったこともございますが、市で主催した場合、大変大きな規模になりますので、夜間とか長時間の訓練はなかなか難しいかと思えます。

そこで、今後は、訓練計画の規模を区や町内会、それから自主防災会での単位で行う中では、そういった夜間や実際の避難所での寝泊まりを体験する計画も非常に有用だと考えております。

その中で、自助や共助の精神を養うためにも、ぜひ必要であると考えておりますので、各地域へもそういった計画について投げかけてまいりたいと考えております。

終わります。

No.202 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.203 ○8番(一色美智子議員)

ありがとうございます。

今、行っている訓練をもっとコンパクトにして、独居高齢者等の方の訓練も必要と考えますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

No.204 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.205 ○参事(神谷巳代志君)

独居高齢者等の要援護者を対象とした訓練は大変重要であると考えておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

No.206 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.207 ○8番(一色美智子議員)

有用である、重要であるというお言葉をいただきましたので、ぜひ今後よろしくお願ひいたします。

次に、黄色いハンカチで安否確認ということで、岡山県津山市では、玄関先に黄色いハンカチを掲げ、元気のメッセージを発信しております。黄色は幸せで元気の出る色、独居高齢者の安否を気遣う、毎朝玄関に掲げ、夕方取り込むことで安否を知る手がかりになります。

また、静岡県富士宮市では、災害時の安否確認を迅速に行うために、「わが家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦」を推進しています。

これは、災害時に、我が家は大丈夫だから他の人を助けてほしいという目印として、道路から見える場所に黄色いハンカチを掲げ、安否確認を短時間に容易に行うことができるというのですが、本市でもこの黄色いハンカチを考えてはとありますが、見解をお伺ひいたします。

No.208 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.209 ○参事(神谷巳代志君)

議員ご提案のように、この黄色いハンカチでの安否確認というのは、いろんな形での発展ができる内容だと考えます。

ただし、その平常時への利用につきましては、ここのお宅が独居宅であるだとか、援護者であるというような、そういった情報がふだんからオープンになってしまいますので、その取り扱いにつきましては、慎重に行う必要があると考えております。

そういった黄色いハンカチを災害時だとか避難時だけ実施するとか、そういった独居老人の防犯上の問題も含めまして、いろいろ研究してみたいと思います。

終わります。

No.210 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.211 ○8番(一色美智子議員)

災害時には、ぜひ取り入れていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

次の3番、地域と学校が一体となった防災の取り組みを一層強化させるべき考えますが、その取り組みについての考えを伺わせていただきます。

No.212 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.213 ○参事(神谷巳代志君)

各区・町内会におきましても、この自主防災会を中心に、地域内の学校や公園などを利用して防災訓練を実施しております。

例えば、間米区では毎年、唐竹小学校において防災訓練を実施しております。

また、若王子町内会では、東郷町との災害等における避難所に関する覚書に基づきまして、東郷町のご協力をいただきまして、東郷町の兵庫小学校への避難誘導訓練なども実施をいたしております。

しかしながら地域が、小中学校で児童生徒や教職員とともに訓練を実施するには、開催日とか学校行事との調整等が難しい面も多くございまして、なかなか実施できていないのが実情でございます。

今後も、市民の皆様が各地域の実情に合わせた訓練を実施する中で、少しでも学校との連携が図れればというふうに考えております。

終わります。

No.214 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.215 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部所管からもお答えいたします。

児童生徒及び教職員と地域住民が一体となる防災訓練の実施、これは学校行事の一

環として取り入れることは、授業時間、教科課程、教職員の時間外対応等の諸問題を解決しなければならず、現時点では難しいというふうに考えております。

以上です。

No.216 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.217 ○8番(一色美智子議員)

現在、学校教育のほうでは、子どもたちの引き取り訓練はしていただいておりますが、その引き取り訓練を一步進めていただきたいと思っております。

子どものころに本当に経験したことは、ずっと覚えていますので、避難所訓練を今後ぜひ考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

No.218 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.219 ○教育部長(津田 潔君)

学校と地域とのかかわり合いの度合いが少しわかりませんが、そのような形で防災訓練をやっておる学校も承知しております。

本市の場合と地域のかかわり方が多少違いがあり、一概に今の段階では判断できませんが、そのような学校について一度調査をして、調べてみるというふうに考えております。

以上です。

No.220 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.221 ○8番(一色美智子議員)

今後の課題ということで、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、6月議会において、9月に豊明市の「家族防災会議の日」を決めていただきました。本年の「家族防災会議の日」に向け、具体的な取り組みとして何をされましたか、伺わさせていただきます。

No.222 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.223 ○参事(神谷巳代志君)

「家族防災会議の日」につきましては、9月1日号広報並びにホームページでPRをさせていただきます。

ホームページでは、「家族防災会議の日を決め、家族で防災について考えましょう」というタイトルで、毎年9月1日の防災の日にちなみまして、9月1日から1週間、各家庭において防災を考える日をお決めいただきまして、家族で話し合ってみましょうということで、チェックリストをおつけしまして、家族の皆さんで話し合ってください材料にさせていただきます。

また、非常持ち出し品チェックリストもおつけいたしまして、家族の皆さんで確認をいただけるようになっております。

また、9月1日号広報でも、「家族防災会議の日を決め、家族で防災について考えよう」というタイトルで、家族で決めるさまざまな項目のご紹介を入れさせていただきます。

これらによりまして、家族でいろいろチェックをしながら話し合いの機会を持っていただきまして、ふだんから防災について話し合う、そういったきっかけづくりにさせていただきたいと考えております。

今後は、この「家族防災会議の日」を市民の皆様さらに認知していただけるよう、PRに努めてまいりたいと考えております。

終わります。

No.224 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.225 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部のほうからもお答えいたします。

子どもたちには、9月1日が「防災の日」であること、豊明市が9月1日を含む1週間を「家庭防災の日」と定めていますことから、それぞれ家庭において防災について話し合いをするよう、学校から2学期の初めに周知する予定でおります。

以上で終わります。

No.226 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.227 ○8番(一色美智子議員)

「家族防災会議の日」は、まだ初めての年ですので、来年度以降も家族で防災についてどんなときでも、いつでも話し合えるようにお力添えのほうをよろしく願いをいたします。

防災訓練は、行政主導で行われることが多いようです。実際に災害時には、住民みずから命を守る必要があります。住民が積極的に防災訓練、避難訓練を実施する必要があると考えます。今の防災訓練をコンパクトにする等、実践に即した防災訓練に移行していただきますよう要望いたしまして、次に移ります。

2項目、発達障がいになっておりますが、3項目の熱中症対策を先に質問をさせていただきます。

3項目、熱中症対策について。

今年も厳しい暑さ、真夏日が続きました。例年以上に熱中症が心配をされました。

平成24年7月の全国における熱中症による救急搬送人員は2万1,082人で、平成23年7月の熱中症による救急搬送人員1万7,963人と比べて17.4%の増加となっております。平成20年の調査開始以来、7月では過去最多であり、月単位としても平成22年8月の2万8,448人に次ぐ2番目となっております。

本市における現状と対策、今後の課題を含めた熱中症対策についてお伺いをいたします。

1番、本市の6月からの月別救急搬送人員と年齢区分をお聞かせください。

また、昨年と比べて救急搬送人員はどうか、お聞かせください。

No.228 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

成田消防長。

No.229 ○消防長(成田泰彦君)

6月1日から8月20日までの熱中症の搬送患者は19名、男性12名、女性7名です。

内訳といたしまして、6月がゼロ、7月が15人、8月が4人でございます。

昨年と比較しまして、昨年は28人ございましたので、9人の減少でございます。

年齢区分につきましては、20歳未満が5人、20歳～59歳までが3人、60歳以上が11人ということで、20歳未満と60歳以上の合計は16人になりますが、昨年より33%の増加でございます。

以上です。

No.230 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.231 ○8番(一色美智子議員)

今年の熱中症による救急搬送人員は、昨年以上と報道等で伺っていましたが、豊明市では、昨年より少ないということで、少し安心をいたしました。

次に移ります。

2番、小中学校の児童生徒の学校管理下における熱中症発生件数についてお伺いをいたします。

小中学校では、現在、扇風機が教室に設置してありますが、1つの教室に30人～40人ぐらいの子どもたちがおりますので、体感温度はかなり暑く感じているのではないかと思います。

この夏、学校管理下において熱中症により病院へ搬送された児童生徒の数は何人でしょうか。

また、そのうち部活動中に発症した人員は何人か、合わせてお伺いをいたします。

No.232 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.233 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部所管よりお答えいたします。

本年度、平成24年度、病院に搬送された事例は1件、延べ4名です。これは、小学生の児童であります。

4名の児童は、運動部の活動中に発生した事例でありまして、搬送された4名とも、比較的運動が得意で、休憩時間中にも自主練習として継続的に運動を続けたことによる事例であります。

幸い、翌日には全員体調を回復しております。

そのほか、8月23日の出校日までに小学校で5件、中学校で17件の報告を把握しております。

ただし、この数字、5件、17件につきましては、熱中症と判断されたものではなく、頭痛や気分不良など、その症状に近いものも合わせた数字でございます。

以上です。

No.234 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.235 ○8番(一色美智子議員)

小中学校での熱中症対策として、現在、どのようにしてみえますか、お伺いいたします。

No.236 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.237 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、小中学校の熱中症対策でございます。

熱中症の予防対応につきましては、毎年、6月の初旬に文部科学省や日本スポーツ振興センターが発行します資料を、教育委員会から各学校に提供しております。

各学校では、それらの予防対策資料に基づいて対策を講じております。

熱中症の発生は、気温が上昇する初期に多いことから、小学校では、ふだんから運動場での外遊びの奨励、これは暑さ対策に徐々に慣らすということで外遊びの奨励、そして帽子の着用を勧め、中学校では、部活動における運動量の増加など、事前の適応力向上を図るとともに、保護者向けには、水筒やタオルの持参を呼びかけております。

そして、全校に配置してあります熱中症指数測定器、この測定器で危険度の判定をし、その数値に基づいて運動量や活動場所について計画を立てております。

また、職員室や保健室の冷蔵庫に経口補水液、これは食塩とブドウ糖を混合して水で溶かしたものでありますが、経口補水液やスポーツドリンク、氷などを常備して、万一の場合に備えております。

運動会の前日の練習は、時間帯や活動場所を考え、木陰のない学校では、テントを用意して日よけとしております。

また、30分の運動を目安に、一斉放送を入れるなどして、休憩や給水などをとるように努めております。

以上です。

No.238 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.239 ○8番(一色美智子議員)

それでは3番、保育園の管理下における熱中症発生件数についてお伺いいたします。

No.240 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.241 ○参事(神谷巳代志君)

今年度、熱中症、あるいは熱中症と疑われる症状を発生した保育園児は、7名であります。

終わります。

No.242 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.243 ○8番(一色美智子議員)

同じく、保育園の熱中症対策として、現在、どのようにしてみえますか、お伺いいたします。

No.244 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.245 ○参事(神谷巳代志君)

議員ご承知のとおり、保育園では、今年度と来年度の2カ年で公立保育園の全保育室に空調設備を完備をいたします。

また、そのほかといたしまして、緑のカーテンやよしず、そのほか遮断メッシュシート等で暑さ対策を行っております。

終わります。

No.246 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.247 ○8番(一色美智子議員)

現場では、細心の注意を払ってくださっていることと思います。それでも毎年、熱中症で搬送される方がみえますので、今後も気をつけていただきますようお願いいたします。

4番の、新たな熱中症対策ということで、考えを伺っていきたくと思います。

ミストシャワーの設置について。

各地で暑さ対策として、冷却スカーフを配布したり、まちなかオアシスとして冷房をきかせた施設を設けるなど、いろいろな工夫をした自治体もあったようであります。

しかし、残念ながら、熱中症で高齢者の方が亡くなったり、学校でスポーツのさなかに救

急車で搬送されたというニュースは、日常茶飯事であります。

そんな中、茨城県取手市において、市内全小中学校 25 校にミストシャワーを設置したそうです。

ミストシャワーは、打ち水と同じ原理で、水道水を霧状に噴射し、気化熱で周囲の温度を平均して3度ぐらい下げることがあるとのこと。

驚いたのは、費用の安さであります。電気は一切使いません。設置費用も、1カ所 2,500 円～4,500 円で済むそうであります。

霧になって噴射される水の粒子はとても細かいため、ミストシャワーの下を通り抜けた際、服などについてもすぐに気化してぬれることはなく、むしろ体感温度を下げて涼しく感じさせるそうです。子どもたちは、「涼しい、涼しい」と大喜びとのこと。

取手市の場合は、昇降口や渡り廊下などに設置をしているとのこと。

例えば、豊明市においても全小中学校に設置した場合、初期費用が仮に1校当たり高く見積もって1万円かかったとしても、12 校ですので 12 万円で済むわけです。

ぜひ本市の小中学校にもミストシャワーを設置し、大切な子どもの健康のために、また暑さ対策として講じるべきかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

No.248 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.249 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、ミストシャワーについてお答えいたします。

子どもたちを猛暑から守る熱中症予防対策の一環として、ミストシャワーは水を霧状に噴霧し、気化熱で周囲の温度を下げる効果があるため、屋外での体育の授業や、休み時間の運動場で遊んだ後、体温を下げることは、熱中症予防の対策として有効であると考えております。

しかしながら現在、ミストシャワーは市内小中学校に設置されておられません。

議員が今、お調べになりました事例のように、初期費用1カ所 2,500 円～4,500 円というような安価な値段で、なおかつ熱中症の予防効果が期待できるようであれば、一度研究してみたい、そのように考えております。

以上です。

No.250 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.251 ○8番(一色美智子議員)

有効であるということであります。

9月は運動会、体育祭の練習を残暑厳しい時期に行いますので、危険度が増します。幾ら万全の注意をしたとしても、気候は私たちの手では何ともすることができません。1日でも早く設置をしていただきたいと思います。いかがでしょうか、お聞かせください。

No.252 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.253 ○教育部長(津田 潔君)

先進事例、この近くの自治体に問い合わせしましたところ、同様のミストシャワーを設置して熱中症予防対策に効果があり、なおかつ費用面でも1校 5,000 円程度というふうに伺っております。

本市におきましても、同様のミストシャワーの装置が設置可能であるかどうか、これは一度学校現場と協議をいたしまして、設置に向けて一度検討してまいりたい、そういうふうに考えております。よろしく申し上げます。

No.254 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.255 ○8番(一色美智子議員)

設置に向けて検討ということですので、1日も早い設置をお願いいたします。

次に、この夏休みの間も、中学校ではお弁当持参で朝から夕方まで毎日のように部活がありました。大きな水筒に入ったお茶も、あっという間になくなり、保護者の方が用意する補充用のお茶までも、途中でなくなるそうです。

近隣のある学校では、ウォータークーラーを学校に設置をしております。そこに毎日長い列ができているようですが、本市でウォータークーラーの設置についての考えを伺います。

No.256 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.257 ○教育部長(津田 潔君)

ウォータークーラーの設置についてお答えいたします。

夏休みの期間中、毎日のように部活動があります。主に部活動での熱中症の予防対策、先ほど申しましたように、まずは水筒やタオルを持参してと保護者に呼びかけております。

また、職員室や保健室の冷蔵庫に経口補水液やスポーツドリンク、氷などを常備して、万一の場合に備えております。

学校では、熱中症予防対策について、先ほどお答えしましたように、種々講じております。

したがいまして、ウォータークーラーの設置につきましても、現時点では考えておりません。

以上です。

No.258 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.259 ○8番(一色美智子議員)

同じく熱中症の予防対策ということで、体育館や武道場には、室内の運動でありますので、非常に温度が高くなり、湿度も上がってきます。窓をあけたとしても、風通しも悪く、熱中症の対策が十分ではないと考えます。

ぜひ体育館に扇風機とか送風機を置いたらどうかなと思うんですけども、その辺のところはどうでしょうか、お伺いいたします。

No.260 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.261 ○教育部長(津田 潔君)

体育館での大型扇風機の設置につきましては、熱中症の予防対策もさることながら、災害時の避難場所となります体育館の暑さ対策、それでも設置が必要とするのではないかというふうを考えております。

大型扇風機の設置、配備につきましては、関係部署との協議を1回してみたいというふうを考えております。

以上です。

No.262 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.263 ○8番(一色美智子議員)

最近では、羽根のないエア扇風機なども開発されておりますし、比較的安価で購入もできますので、今後、種類とか機能、費用、それから他市の導入実績等を踏まえ、児童生徒のための安全対策が第一でありますので、未然に防げる安全対策をいち早く取り入れていただきたいと思っております。そして児童生徒が楽しい学校生活が送れるよう期待をいたします。

続きまして、現在の運動会、体育祭の日程についてでございますが、この暑い時期に練習をするという、年間計画もあると思っておりますが、このままではいけないと思っておりますが、日についていかがお考えかお示してください。

No.264 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.265 ○教育部長(津田 潔君)

現在の運動会、体育祭の日程についてでございます。

今は、秋に運動会を行うことの是非について、これまでもいろいろと論議してまいりました。秋の運動会、時期を変えらるようになりますと、梅雨の時期を迎える前、6月の初旬に実施になるかと思っております。

学年当初の実施では、運動会の内容の縮小が不可欠となりますし、入学したばかりの小学校1年生の体力的な負担や、集団行動の難しさ、これを考慮する必要があります。

学校では、運動会や体育大会を行う全てのプログラムを、学習の集大成と位置づけており、保護者の声にも「成果を見たい」というものがあるため、現在の時期、秋の運動会を適当と考えております。

教育委員会としましても、先ほど述べました熱中症予防対策をとりながら、現状でよいのではないかというふうに判断しております。

ただし、この問題については、これからも児童生徒の実態や、気候の変動、外部の意見にも耳を傾けながら、継続的に話題にしていきたい、そのように考えております。

以上です。

No.266 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.267 ○8番(一色美智子議員)

年間計画もあって大変だというのはわかりますけども、ぜひ一考していただきたいなっていうふうに要望をしておきます。

5番目の高齢者へのこの夏の熱中症対策ということで、効果、今後の課題についてお伺いをいたします。

全国における熱中症による救急搬送人員の年齢区分で最も多いのは、65歳以上の高齢者の方であります。9,531人で45.2%を占めております。

本市では、高齢者への熱中症対策をどのようにしてみえるのか、またその効果はどうか、さらに対策を進めるに当たっての今後の課題をお聞かせください。

No.268 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.269 ○参事(神谷巳代志君)

高齢者福祉課では、市が主催する介護予防事業参加者に対しまして、パンフレットを配布するとともに呼びかけを積極的に行っております。

また、ひとり暮らし高齢者を含む高齢者世帯の方と接する機会の多い地域包括支援センターの職員に対しましても、パンフレット等を使い、積極的に啓発するようお願いをいたしておるところでございます。

今後は、できる限り多くの高齢者の方に、熱中症に対する危険性を認識していただくために、直接接する高齢者の方には、引き続き熱中症予防を促すとともに、消防署、保健センターなど関係機関と連携をとり合いまして、より広範囲に啓発をしまいたいと考えております。

終わります。

No.270 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.271 ○8番(一色美智子議員)

熱中症の高齢者の緊急搬送の人員というのはわかりますでしょうか。わかりましたらお示しく下さい。

No.272 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.273 ○参事(神谷巳代志君)

9名ということで報告をいただいております。
終わります。

No.274 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.275 ○8番(一色美智子議員)

熱中症対策として、外出中の人が水分補給や休息ができる場所を、公共施設や街角に設ければと考えます。

例えば、図書館とか公民館などの施設をまちのオアシスに指定してはと考えますが、見解をお聞かせください。

No.276 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.277 ○教育部長(津田 潔君)

市民の皆さんが、熱中症予防のために冷房のききました図書館、公民館を緊急避難場所としてご利用いただくことにつきましては、まちのオアシスという指定に関係なく、今までどおりご利用いただければと考えております。

以上です。

No.278 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.279 ○8番(一色美智子議員)

高齢者向けに、まちのオアシス、「いつでも来てください、涼しいですよ」というようなPRをされたらどうかと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

No.280 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
神谷参事。

No.281 ○参事(神谷巳代志君)

先ほど教育部長のほうからお答えしたように、図書館、公民館、全て冷房もきいておりますので、いつでもご利用いただければよろしいかと思いますが、老人福祉センターにつきましても、まちのオアシスということで指定はしてはおりませんが、冷房がきいておりますので、高齢者の方々には、涼む場所としてご利用を促すとともに、大いに利用していただくよう周知に努めたいと考えております。

終わります。

No.282 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.283 ○8番(一色美智子議員)

ぜひ入りやすい環境を整えていただきたいなと思います。

特にご高齢の方は、暑さを感じにくくなるとともに、暑いという自覚がなくても熱中症になるおそれがあります。とりわけ発症の危険が高いひとり暮らしの高齢者には、地域ぐるみで見守りや声かけをするなど、気遣っていく必要がありますので、今後も対策、啓発のほう、よろしく願いをいたします。

2項目の発達障がいに移ります。

発達障がい児の支援体制と、一貫した発達支援システムについてお伺いをいたします。

自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、アスペルガー症候群などの発達障がい児は、文部科学省の調査によりますと、小中学生の6.3%が該当する可能性があると言われております。

こうした発達障がい児は、学習のつまずきや対人関係をうまく築けないことによって、不登校やいじめ、ひきこもりなどの二次障がいを引き起こすケースもあり、医療や療育など、早い段階から将来に向けた一貫した適切な支援が求められております。

実際の学校現場では、発達障がいとは診断されていなくても、同じような行動をする児童を含めると、約1割の子どもたちが支援を必要としています。

突然、教室を飛び出してしまう子、原因もわからず大きな声で泣き出す子、しゃべり続ける子、授業中、椅子に座ってられない子など、行動は実に多様であります。

そこで、伺います。

1番、本市における発達障がい児の割合と、特別支援教育支援員の現状について、また実際どのような形で補助をしていただいているのか、お伺いをいたします。

No.284 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.285 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、最も新しい平成 23 年8月時点での調査では、発達障がい児は、本市の通常学級に在籍する小学校児童 4,032 人中 117 人、率にしまして約 2.9%であります。

また、中学校では、生徒数 2,042 人中 30 人で、1.5%になります。

ただ、この数字は、医療機関等で診断されている児童生徒と、各学校が愛知県教育委員会が示すチェックリスト、これは約 80 項目程度あるチェックリストであります。そのチェックリストによりまして、複数の教員による行動観察でリストアップした人数の合計であります。ですので、正確な実数をあらわしているというふうには言い切れません。

また、特別支援教育支援員として現在、28 名の臨時職員を各学校の実情に応じて配置しております。

以上です。

No.286 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.287 ○8番(一色美智子議員)

実際にどのような形で補助をいただいているのか、お聞かせください。

No.288 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.289 ○教育部長(津田 潔君)

特別支援教育支援員は、普通学級におります発達障がい児、そして特別支援学級にもおります発達障がい児、個々にマンツーマンで支援、教育の支援を行っております

以上です。

No.290 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.291 ○8番(一色美智子議員)

本年度も特別支援教育支援員を継続して配置されましたこと、また他の市町と比べます

と、本市の特別支援教育支援員さんを多く配置をしていただいておりますことは、深く敬意をあらわします。

しかし、ただいまのご答弁の中に、本市における発達障がい児、小中学校合わせまして147名です。それに対して生活指導員が28名とご報告をいただきました。単純に計算をいたしましても、1人当たり5.25名の児童生徒の補助にかかわっていることになります。

診断されていない子たちを含めると、もっと数が増えてくるのではないかと思います。学校現場におきまして、特別支援教育支援員が人数的に足りないのではないかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

No.292 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.293 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、特別支援教育支援員は、特別支援学級と通常の学級で特別な支援を要する児童生徒の補助に当たります。先ほど申したとおりであります。

通常学級で特別な支援を要する児童は、複数の学級にありますが、支援員は、授業中に学級間を移動することもできませんし、衝動的な行動をとったり、多動性のある児童に対応する場合は、常に近くに寄り添いますので、休憩時間をとることもままならない状態があります。

現在、他市町に比べて支援員は増員配置されておりますが、学校からは、さらなる増員が求められております。

予算の配分のバランスを考慮し、最大限の増員を考えていきたいというふうに思っております。

以上、終わります。

No.294 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.295 ○8番(一色美智子議員)

発達障がい児支援にお力を入れていただいていること、よくわかります。

しかしながら、さらに細かい支援ができるようにするためには、必要に応じて学校全体の児童生徒数に合わせた特別支援教育支援員の増員を検討していただきますよう、要望をいたします。

次に2番、本市における全教員、特別支援教育支援員の専門性を高める必要について

お聞かせください。

発達障がいといっても、症状はさまざまであり、子ども一人ひとり困っていることが異なっていると思います。

そのとき、その場で適切な支援が求められていきますが、発達障がいへの無理解から、子どもに不適切な指導をすることがあってはならないと考えます。専門性を高める必要についての考えを伺います。

No.296 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.297 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、発達障がい児の対応は、一人ひとり個別のものでございますが、おおむね他者とのコミュニケーションを図ることが苦手、言葉による説明の理解に戸惑い、時にパニック状態に陥るという傾向があります。自分の意思が通じなかったり、相手が意図を十分に酌み取ってくれなかったりすることから、トラブルを招く場面が時々見受けられ、そのために、当人にとって大変いら立たしい思いをすることがあります。

トラブルの表面だけを見て指導するのではなく、その子の苦手な部分や、その理由を理解して指導することが重要ですから、全ての教職員と特別支援教育支援員が専門性を高める必要があります。

発達障がいは、一人ひとりその対応が異なることから、その指導には臨機の対応力と根気強さが求められます。学校内での指導にとどまらず、家庭や関係機関との連携を図るとともに、社会全体での理解と支援の必要があるというふうに考えております。

以上、終わります。

No.298 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.299 ○8番(一色美智子議員)

本市における研修計画等がありましたら、お聞かせください。

No.300 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.301 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、発達障がいの研修の種類や内容についてご紹介いたします。

まず、教員向けの研修は、学校全体の取りまとめや、外部機関との連携のとり方を学ぶ特別支援教育コーディネーター研修や、パニックのときの対応方法、予定を変更するときの対処方法、視覚に訴える教材づくりを学ぶ特別支援教育担当教員研修、特別支援教育教育課程研究、初任者研修を行っております。

また、市費で採用する支援員向けにも、特別支援教育支援員研修、これを実施しております。児童生徒への声のかけ方、接し方を学ばせております。

初任者は、愛知県総合教育センターでの研修もあります。全員が発達障がいについての基礎をここで学びます。

学校独自では、学期ごとに特別支援教育校内委員会、これを開催し、全教員で指導方法について協議し、共通理解を図ります。このとき、先の研修で得た内容を伝達して学び合います。

また、県の県立の特別支援学校や、県教育委員会から専門家を招いて、事例研究や巡回相談を行い、教室環境づくりから教材づくり、パニック時の対応方法などについて学びます。

以上、終わります。

No.302 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.303 ○8番(一色美智子議員)

さまざまな研修の機会を設けていただき、専門性を高めるために力を入れていただいていることがよくわかりました。

全ての子どもたちに光の当たる教育支援を、これからもよろしくお願いいたします。

3番、一貫した発達支援システムの確立についてお伺いをいたします。

就学前には、医療機関を始めとして相談や発達の訓練を受けるシステムがありますが、学校生活が中心となる小学生からは、SST、ソーシャルスキルトレーニングができるシステムが極端に少なくなります。

SSTとは、社会生活技能訓練とも言われ、人とのかかわり合いや総合的なコミュニケーションを苦手とする人が、人間関係や社会生活に円滑に適応していくためのトレーニングであります。

一昨年12月、改正障害者自立支援法が成立され、障がい児支援の強化が盛り込まれ、いろいろな市町村で新たな取り組みがされておりますが、本市においても、SSTにも力を入れていただけるかと期待をしておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

No.304 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.305 ○参事(神谷巳代志君)

議員ご紹介いただきましたこのSST、ソーシャルスキルトレーニングは、現在は多くは通常、精神科の病院で行われておりまして、入院や通院中の精神障がい者の方が社会復帰を目指す際に、病院で行うトレーニングであります。

本市におきましては、一貫した発達支援システムを確立するために、障害者地域自立支援協議会の専門部会、(仮称)子ども部会をこの10月ごろ立ち上げる予定をいたしておりますので、その中で一貫した支援システムの構築も行っておりますが、その中でこのSSTにつきましても、どんな場面で活用し、またどのように生かしていくことができるのか、研究をしてみたいと考えております。

終わります。

No.306 ○議長(安井 明議員)

残り時間はおよそ6分少々です。

発言時間にご注意願います。

一色美智子議員。

No.307 ○8番(一色美智子議員)

群馬県高崎市では、発達障がい児を総合的にサポートしています。子ども発達支援センターを開設し、0歳から中学校卒業まで一貫した発達障がい児支援を実施しております。

高崎市では、これまで健康課、保育課、生涯福祉課、教育委員会などの各部、各課ごとに発達障がいに対応しておりましたが、個々の特性が異なる発達障がい児に対しては、各部署や専門機関が情報を共有し、一体となって支援することが必要として、一貫した支援を行っております。

全ての段階で専門家が連携し、各部、各課の分野だけではなく、次のステージを考えていく、このようなSSTを含めた一貫した発達支援システムの確立が必要であると思っておりますが、いかがでしょうか、ご見解をお聞かせください。

今、子ども部会を立ち上げてとお聞きいたしました。内容等、もう少し詳しくお聞かせください。お願いいたします。

No.308 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
神谷参事。

No.309 ○参事(神谷巳代志君)

この子ども部会でございますが、もう既に障害者地域自立支援協議会の中には、幾つかの専門部会がございます。就労部会、療養部会等ございますが、その中に新たに10月ごろをめぐりに子ども部会を立ち上げて、発達障がい児の早期発見、相談支援、それらには多くの職員がかかわることとなりまして、また関係機関も多くございますので、そういった市役所の各部署、それから外の団体、そして各関係機関が情報交換をしながら対応をしていこうということ考えております。

それで、この子ども発達支援センターにつきましても、今、議員が申されましたとおり、市役所の中の各部・課が共同して行うような業務を行ってまいりたいと考えておりますし、各専門機関が連携をするそういったセンターでございますので、本市におきましても、この子ども発達支援センターの設置につきましては、検討課題だと認識をいたしております。

この施設の設置も含めまして、先ほど申し上げました障害者自立支援協議会の中の(仮称)子ども部会の中で、その一貫した発達支援システムを構築する中で検討してまいりたいと考えております。

なお、この子ども部会におきまして、日進市の発達支援センターへの視察も計画がされておるところでございます。

終わります。

No.310 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.311 ○8番(一色美智子議員)

ちょっと時間の関係で、まだまだ聞きたいことがあるんですけども、ちょっと飛ばさせていただきます。

発達障がいは、早期発見、早期療育が必要であります。発達障がいの早期発見ということで、M-CHAT(エム・チャット)というものがあります。

これは、1歳6カ月健診のときに行うものであります。子どもの様子を尋ねる23の項目からなるチェックリストであります。その中から保護者は「はい」、「いいえ」で回答をして、これにより発達障がいの可能性を判断できるというものです。

このM-CHATを本市において導入して、少しでも保護者の方の不安の解消になればと考えますが、ご見解をお聞かせください。

No.312 ○議長(安井 明議員)

簡潔に答弁を願います。

神谷参事。

No.313 ○参事(神谷巳代志君)

本市の乳児健診におきましても、その子どもの行動把握のための質問等をさせていただいております。これは現在は愛知県の母子健康診査マニュアルに基づき作成をいたしておりますが、今、議員ご提案のこのM-CHAT、23項目のアンケート等につきましても、取り入れることができるものにつきましては、その効果を研究の上、検討してまいりたいと考えております。

終わります。

No.314 ○議長(安井 明議員)

残り時間2分少々です。

一色美智子議員。

No.315 ○8番(一色美智子議員)

このM-CHATにつきましても、研修会等がありますので、以前、一般質問をさせていただきました5歳児健診と合わせて、またご検討、研究をしていただきますようお願いいたします。

本市におきましても、一貫した発達支援システムの新しい組織づくりの準備をしてくださっているとのこと、大変うれしく思います。

また、SSTに関しましては、発達障がい児の子どもさんにかかわる方、皆さんがSSTの技能を修得され、生活のいろいろな場面において支援ができると、より充実したものになるのではないかと考えます。

保護者の皆さんにとって安心できる窓口、組織づくりをしていただきたいと期待をいたします。

ネットワーク等も、本当に紹介をしていただきたいなって、早期療育のためのネットワークなんかも、本当に紹介していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、4番の親亡き後の後見的支援制度について伺います。

親の亡き後、この子はどう生きていくのだろうか、これはもう発達障がい児に限らず、全ての障がい児、障がい者の親が一番不安に思っていることであります。

成年後見制度と合わせて、親亡き後も障がい者が安心して地域で暮らし続けるための仕組みについての考えを聞かせてください。

No.316 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

時間が迫っておりますので、簡潔に答弁を願います。

神谷参事。

No.317 ○参事(神谷巳代志君)

議員申されますとおり、障がいを持たれた方が地域で生活をする場合、障がい者ご本人の意向及び障がいの程度により、障がい者の福祉サービス、内容をいろいろ提供してまいりたいと考えております。

また、障がい者や高齢者で判断能力が十分でない方が、社会生活において財産管理などのさまざまな契約ですね、法律行為をする場合に、広域で昨年10月に発足いたしました尾張東部成年後見センター等で、その成年後見制度についても相談を受けてまいりたいと考えております。

終わります。

No.318 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.319 ○8番(一色美智子議員)

尾張東部…。

(終了ベル)

No.320 ○議長(安井 明議員)

これにて、8番 一色美智子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時16分休憩

午後2時26分再開

No.321 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 川上 裕議員、登壇にて質問願います。

No.322 ○1番(川上 裕議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして登壇での一般質問を始めさせて

いただきます。

先の国会では、消費税増税法も成立しました。いずれ地方自治体にも市民にもいろいろな角度から影響が出てくることは必定であります。

国のレベルでは、1,000兆円にも迫る借金の中で、エネルギー問題、選挙制度改革、安全保障、財政再建、外交問題と、難題が山積みしております。重要かつ緊急な課題から対策していただくことを期待しているところであります。

ところで、我が豊明市も多くの課題を抱えています。そこで、これからの豊明市政の取組姿勢について、行財政運営を中心にお聞きしていきたいと思えます。

特に何を指して、どう取り組んでいくのかを中心にお聞きします。

豊明市の財政運営とこれからの市政への取り組みについて。

1、22年度の決算から、財政構造の状況についてお聞きしていきます。

①財政力指数は、22年度で0.97で1.0以下となり、普通交付税団体になっています。

②経常収支比率は、前年比4.0下がり84.0%で、やや良好であります。一般的に75～80%以下が標準とされています。

③実質収支比率は、前年比0.3%下がり6.0%となっています。一般的な指標は出ていませんが、1つの指標として5%前後が望ましいとも言われています。

④市債の22年度末現在高は、前年比7億減の230億8,000万となっています。

⑤公債費比率は、前年比0.9減の6.1%で、引き続きよい傾向であります。一般的には、10%程度以内が健全であると言われています。

このような財政構造の代表的な数値を見て、また23年度の実績も踏まえて、豊明市の財政状況についてどのような認識をお持ちですか、お聞きします。

2番、財政運営について。

ただいまの財政状況を踏まえて、第4次総合計画の財政運営についてお聞きします。

主な課題として、1点目、「市税の的確な課税と収納率の向上はもとより、適正な受益者負担や、新たな財源確保などによる自主財源の確保が重要である」と述べています。

2点目、「限られた財源を有効に活用するため、行政評価等を通じて事業の優先順位づけ、運営方法の見直しなどを行い、選択と集中による効率的な財政運営を進めていく必要がある」とあります。

そこで、将来の施策の内容として、収入の確保の面で、納税意識の向上、納付機会の向上、市有財産等の有効活用、適正な受益者負担を上げています。

①その中で、「市有財産等の有効活用で活用の余地のある市有財産等や未利用地や利用頻度の低い財産の有効活用を図る」とありますが、それぞれの現状と、今後の活用予定を、既に実施分も含めお聞きします。

②適正な受益者負担として、「事業に係る行政経費を明らかにし、その受益に応じた負担の適正化に努める」とはどのような取り組みをしていますか、お聞きします。

歳出の効率化では、「事業の優先順位の明確化」とあり、「財源の効率化を図るため、事業の優先順位を明確にし、計画的に執行に努めます」とありますが、具体的な事例があれば2～3お願いいたします。

③事業評価の設定。

「財政運営の効率化と質の向上を図るため、実効性のある行政評価制度を継続実施し、また予算の効率化に努めます」とありますが、現状をお聞きします。

3、総合計画から新たな財源などによる自主財源の確保について質問させていただきましたが、その内容から、最初に述べました財政構造の指標の中で、財政力指数等の向上に寄与することもあるかと思えます。

24年度までの第2次アクションプランでの取り組みで、節減額約26億円となっています。そのほかに、自主財源の確保について実施している施策があれば、お聞きします。

4、行財政運営に当たっては。

12月議会で、「総合計画の統括責任者は一義的に市長であり、行政制度によって推進は部課長が担っている」と答弁されてみえます。

①具体的な施策内容を記載した部門別計画の1つの位置づけとして行政経営部があり、行財政運営をされています。しかし、財政の健全化を維持、改善していくためには、将来を見据えた上で施策が必要かと思えます。

そこで、企画、財政運営、マニフェストを総合的に立案、進捗管理している部門はどこですか、お聞きします。

②部課長マニフェストも発表され、目標管理を始めると聞いています。改めてその目的と進め方についてお尋ねします。

5、財政構造の状況をあらわす指標の1つである財政力指数を高めるためには、税収増の取り組み等が急務であると理解しております。

12月議会で市長公約、「成熟した住宅都市構想及び総合計画の中から、具体的な産業活性化と女性の就業促進による税収増について、新たな工業用地の形成の検討や、企業からの進出意向に応じた工業用地の整備支援を実施していく考えであり、あわせて『花の街・豊明』プロジェクトを発展させ、商業の発展に寄与していく」と答弁されています。

そして、「こうした活性化事業と並行して、女性の社会進出を促すことにより、各家庭の所得が上がり、ますます産業が発展できればと思っており、最終的に税収増となって財政に好影響になればと期待しているところです」と答えてみえます。

そこで、最も重要な税収増に対する一連の答弁に対して、何らかの具体的なアクションを起こしているかどうかお聞きします。

以上で壇上での質問を終わります。

No.323 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.324 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、行政経営部所管のものの方からお答えの方を順次させていただきます。

まず、平成 22 年度の財政構造状況についてでございますが、議員ご指摘のように、財政構造の指標につきましては、各数値とも健全な数値の範囲となっております。

財政力指数については、3カ年数字で申し上げますと、22 年度が 0.97、23 年度が 0.93 ということで、0.04 ポイントほど減少はしておりますが、特段財政力指数が低いというふうな認識は持っておりません。

財政の硬直化を示します経常収支比率は、84.0%から 23 年度 83.4%と減少いたしました。県内平均の数値がまだ未発表ではございますが、本市が平均値より悪いということは予想をいたしておりません。悪くはないと思っております。

80%を超えると硬直化があると言われてますが、扶助費等の増大により、この数値は県内を見ますと 80%をほとんど超えております。70%台は刈谷と安城のみと思われれます。

実質収支比率でございますが、平成 22 年度、6.0%から 9.7%に上昇のほうをしております。このことは、決算上の歳入歳出の収支が多額であることが要因でございます。

この数字の標準値は示されてはおりませんが、本市は例年6%前後を推移してまいりました。昨年度に比べて収支額は4億 5,543 万 9,000 円の増額となっております。

その主たる要因は、国民健康保険への繰出金の不用額でございます。

市債残高は、平成 22 年度、全会計 230 億 8,202 万 9,000 円から、23 年度、223 億 7,923 万 8,000 円の7億 279 万 1,000 円の減額となっております。

公債比率は、6.1%から 5.9%に 0.2 ポイント下がりました。公債比率は、一般的には 10%に抑えることが適切であると言われております。

以上申し上げましたが、判断基準といたしましては、愛知県において、経常収支比率が 90%以上、公債比率が 15%以上の団体は、その要因と今後の見通しを愛知県に提出するよう求められることから、この数値が一応の健全化の境界値と考えられています。

総じて申し上げますと、財政指標で考えるのであれば、健全化の範囲であると認識をしておりますが、本市においては、貯金であります基金の残高が不足しているとの理解がございます。

まずは財政調整基金を、標準財政規模の 123 億 275 万円の 10%であります、12 億 3,000 万円を確保したいというふうにご考えております。これを出発点として、特定目的基金の増額を考慮してまいりたいと思っております。

続きまして、第4次総合計画の財政運営のほうにまいります。

第4次総合計画におきましては、財政運営の収入の確保の欄に、「適正な受益者負担と新たな自主財源の確保」を記載をしております。

適正な受益者負担は、事業に係る行政経費を明らかにした上で、受益に応じた負担の

適正に努めていくものでございます。

しかしながら、現在は、日本全国における長期的な景気の低迷を踏まえて、石川市長就任時に、市民負担の軽減を公約としており、特に低所得者や子育て世代に対する負担の軽減を優先的に実施しております。今後、経済状況が好転し、市民の皆様にご理解が得られる時期になりましたら、受益者負担の適正化を進めていきたいと、このように考えております。

なお、市民負担の軽減を図る財源は、行政改革プランの実施により歳出の無駄を省く、人件費の圧縮などで捻出のほうをいたします。

さらに、自主財源ではございませんが、積極的な補助金、助成金の獲得にも力を入れていきたいと考えております。

次に、歳出の効率化でございます。

歳出の効率化につきましては、各機関、団体への補助金の見直しや、民間活用、業務行程の見直しなどを通じて、効率化に努めております。

また、事業における優先順位につきましては、実施計画や予算査定を通じて実施しております。

具体的には、平成 24 年度に一括交付金制度の実施、地域包括支援センターの事業委託などに取り組んでおり、また事業仕分けの実施も、既存事業の見直しや効率化を促すものとして実施のほうをいたします。

続きまして、行政評価制度の現状についてでございます。

総合計画に記載されております 422 の事業は、各事業担当課から毎年3月末に事業の進捗状況が秘書政策課に提出されます。それを行政評価審査会で改善方法の指示案を作成し、これを経営戦略会議に提出のほうをいたします。

事業評価では、事業の継続から廃止までの4段階に整理をいたしまして、翌年度の事業に反映することとしております。

昨年度は、事業の縮小、廃止は4件でございました。

続きまして、自主財源の確保であります。

第2次アクションプラン、その他の経費節減額についてでございますが、先ほど議員おっしゃいましたように、第2次アクションプランでは、54 の事業に取り組んでおりまして、22 年度から 24 年度の3年間で9億 4,000 万の削減を目標にしております。

全体では、平成 16 年からの第4次行革と第5次行革で 26 億円の削減を目指してやっておるものでございます。

恒久的な財源となる土地開発などは、榎山地区で行われた民間企業主体の宅地開発を他の地区でも取り込めないか研究をいたしております。こうしたことを、開発業者からの情報収集にも努めていきたいというふうに考えております。

あと、行財政運営の中で企画、財政運営、マニフェストの進捗管理についてでございますが、企画、財政運営、マニフェストの管理部門は、行政経営部が担当となります。

次に、目標管理でございますが、目標管理につきましては、本市では平成 14 年に人材育成基本方針を定めました。改定を重ねる中で、目標管理制度と一体化した人事評価制度を実施しております。

複線型人事評価制度や、チャレンジ制度も設定し、各職員が1年間で2つの目標を設定し、上司の面談を受けた上での取り組みでございます。最終的に評価判定を行い、給与等に反映するシステムとなっておりますが、複雑化ができております。できるだけわかりやすく職員にシステムを理解してもらう説明会のあり方なども、研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

No.325 ○議長(安井 明議員)

神谷参事。

No.326 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、第4次総合計画の財政運営の中の収入確保のうち、市民生活部所管の活用の余地のある市有財産や未利用地等の有効活用につきましてご答弁を申し上げます。

平成 23 年度末の土地取得特別会計で所有する土地は、26 筆、8,945 平米、購入時価格で約6億 6,700 万円でございます。

そのうち现阶段で当面、利用の予定がなく、処分可能と思われる財産は、7 筆、1,040 平米、購入時価格で約1億 4,700 万円ほどでございます。

また、普通財産では、処分の可能性があると思われ財産は 11 筆、1 万 2,369 平方メートルほどであります。

土地取得特別会計で所有する土地につきましては、平成 22 年度より、利用見込みがなく入札で売却できる見込みのある土地から順に処分をいたしております。

平成 22 年度では、151.16 平米、2,410 万円、平成 23 年度におきましては、212 平米、2,353 万 2,000 円、そして今年度、平成 24 年度の予定でございますが、168.6 平米処分予定でございます。

今後も、処分可能な財産は、利用見込みの調査を行い、毎年、時価相場にて入札により処分を行ってまいりたいと考えております。

終わります。

No.327 ○議長(安井 明議員)

横山経済建設部長。

No.328 ○経済建設部長(横山孝三君)

経済建設部からは、5番目の新たな工業用地の形成の検討や、企業からの進出意向に応じた工業用地の整備支援状況及び「花の街・豊明」プロジェクトについてお答えを申し上げます。

工業につきましては、新たな工業団地の計画はございませんが、市内2地区を都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条第2項の規定、すなわち工業の用に供する土地として利用を図ることとされている区域であります。これに定めております。

区域といたしまして、豊明一としまして、栄町新左山の一部ほか面積 48.2 ヘクタール、それから豊明二としまして、沓掛町豊山の一部ほかで 4.9 ヘクタールでございます。

申し出後に、豊明一の区域内にございます、この条例の第5条に規定する業種の該当性が認められた企業が1社ございます。

今後も、立地を模索する企業に対してバックアップしてまいりたいと思っております。

次に、商業についてでございます。

商工会の「花の街・豊明」推進委員会委員へ市職員3名、及び事業推進グループに2名が、「花の街・豊明」事業に対して出席しておりまして、商工会と一体となって展開をしておるところでございます。

それから、平成23年度より花をテーマとした豊明市のイメージアップを図り、市内及び市外からの来外者を商店街に誘導するため、商店街等活性化事業を実施しております。

事業内容といたしましては、花を活用した売り出しセール、それから休耕田を活用したコスモス・菜の花畑づくり、エディブルフラワー、食用花でございますが、これを取り入れた商品開発、それから空き店舗を活用したコンテナガーデン講習会、豊明まつりにおける「花の街・豊明」のPR事業等々を実施しております。

今年度におきましては、コンテナガーデンの講習会、ガーデンコンテスト、豊明まつりにおける花の街のPR事業、文化会館での(仮称)イルミネーションイベントに対して支援を行っていく予定でございます。

以上で終わります。

No.329 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

川上 裕議員。

No.330 ○1番(川上 裕議員)

それでは、財政のほうからいきます。

1番の財政力指数についてお聞きします。

0.93 ですか、23年度は、になっておりますが、1.0 以下であると交付団体、そして 1.0 以上

の自治体は全国で 1,700 のうち 55 自治体であると聞いております。

結果として豊明市が 0.9 に近づいておるのですが、その辺のことについての見解はいかがでしょうか、お聞きします。

No.331 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.332 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

財政力指数についてのご質問でございますが、一般的なお話といたしまして、24 年度の普通交付税、やはり私どもは今、交付団体ということで、交付税のほうをいただきながら行政のほうをやっております。

その関係で、交付税のことにも触れたいと思いますが、24 年度の普通交付税につきましては、総額が 16 兆 4,000 億円、国のほうの予算でございますが、その中から市町村には 7 兆 7,000 億円が交付をされます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、不交付団体が東京都のほか 54 の市町村がございます。全部で 55 の団体が不交付となっております。ちなみに、愛知県は 14 団体が不交付団体ということになっております。

市の予算では、前年の交付額の 7 割ほどを毎年予算計上する、そういった方法で予算のほうを組み立てております。

交付税の算定基準は、総務省で毎年その実情に合わせて改正をいたしてございまして、本年も少子高齢化対策や震災地域への特例措置がございました。

その交付額の決定につきましては毎年、国が示すルールに基づいて基礎数値を作成し、算定されるわけでありませので、恣意的なものは入りません。

住民税の動向や高齢者人口の動きは、各団体共通のものでございますので、起債の活用による公共事業については、交付税措置のある有利な起債メニューを取り入れることは重要と考えております。

本市におきましても、交付税につきましては重要な財源という、そういう認識を持っております。交付税の算定基礎について十分に注視をしながら、算定事務について正確かつ遺漏のないように進めていくということでございます。

予算の編成過程においては、国基準の需要額に含まれる事業を積極的に取り入れて、うまく交付税のほうを活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

No.333 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.334 ○1番(川上 裕議員)

先ほどの答弁の中で、実質収支比率は9.7%ということで説明いただきましたので、この件についてはいいとします。

そして、次にいきます。

総合計画の財政運営について、適正な受益者負担のところがちょっとわかりづらかったんですが、総合計画、マニフェスト、財政を含めてどう進めていかれるのか、お答え願いたいと思います。

質問の意味、わかりますか。適正な受益者負担や新たな財源確保などによる自主財源の確保が必要であるということで、総合計画とマニフェストと財政を含めて、どう進めていかれるのか。

No.335 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.336 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

総合計画とマニフェストの関係というものは、市長が昨年の選挙によって当選された。そこでマニフェストをお約束としてやりますということで当選されたわけであります。

総合計画につきましては、昨年、見直しがございまして、あと残りの5年間ということで計画のほうをつくっております。

そして、その総合計画の中で、財政運営の収入の確保という欄に、適正な受益者負担ということで、総合計画の10年のスパンの中で、豊明市としてやっていけないことということで、適正な受益者負担というのをうたっております。

しかしながら、昨年の東北の地震やらリーマンショック等から、かなり日本の経済自体が下降しております。下降している中で、市民の皆さん、従業員の皆さん、それぞれ収入が下がっているということで、非常に生活が以前に比べて厳しくなったということがございます。

そういったことを踏まえまして、市長のマニフェストと相まって、当面といいますか、当分の間は、適正な受益者負担というのはちょっとストップする形で、負担の軽減に力を置いた形で、昨年からの議案のほうに提案させていただいて、延長保育料の無料化だとか、児童クラブの無料化だとかも、させていただいているということでございますので、いつまでかという、今はなかなか言及ができないわけですが、今のところ、そういった考えのもとに受益者負担については行っているということでございます。

以上です。

No.337 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.338 ○1番(川上 裕議員)

今のご答弁、答えはよくわかるんですけど、苦しい胸の内はよくわかるんですが、市民の負担ですね、財源のこれからの見通しを、今からまた質問させていただきますけど、その見通しが無いのに受益者負担を少なくするというのは、どのような、そこら辺の基準というか、レベルというか、どの辺で判断されているか、そこら辺をちょっとお聞きします。

No.339 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.340 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

歳入の確保につきましては、先ほどちょっと申し上げましたが、今、職員の削減をしております、人件費というものがございまして、それと、昨年の入札改革というものも実施させていただいております。こちらの机上の計算で、先回の議会でも申し上げたように、数千万は効果があるのではないかというようなことをいたしております。

で、今後の期間的などといいますか、安定的な収入を得るための方策ということでございまして、先ほどもちょっとご説明したように、大規模な開発というのは、相当市のお金も使ってやっていかないとけないということで、今、市のほうとして取り組もうとしているのは、榎山台の開発のような、総合デベロッパーが開発をして、その後に市街化区域に編入していくというようなやり方に、頼ると言うとな変ですが、そういったやり方を中心に考えております。

そういったことで、北部だとか南部の工業集積の問題もあるし、調整区域の問題、先ほど横山部長が答弁をしたように、なかなかすぐにできないということで、議員がご心配のとおりなんです、今のところそういった、まずは歳入の削減に取り組みながら、その浮いたお金で負担を軽減していくという形で進めているのが現状でございます。

以上です。

No.341 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.342 ○1番(川上 裕議員)

はい、わかりました。

次に、企画、財政、マニフェストの立案進捗は、行政経営部で実施していくということを先ほど言われました。そこで、市の基本的な政策や重要政策は、経営戦略会議で協議して決定していくとしています。

そこで、この戦略会議は、行政経営部の進捗にどのように関与されているのかをお聞きします。

No.343 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.344 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

経営戦略会議についてでございます。

まず、経営戦略会議は、市の施策や事業としての方針の確認、着手の判断、プロジェクトチームの設立だとか、事業の進捗状況の確認や評価、そういったものを行っております。

それぞれの計画の進捗状況は、部課長マニフェストにつきましては3カ月ごと、行政改革のアクションプランについては半年に1回、行政評価については年1回が経営戦略会議に報告がなされます。

そこで、進捗状況についての判断をしていくわけなんですけど、それと行政経営部との関係ということでございますが、行政経営部は、それらの政策について各課に紹介してまとめるわけなんですけど、そのときに、できていれば、うまくいったということでもいいんですけど、できなければ、できない事情だとか、そういったことを事前によく調査をしておいて、そういったものを踏まえて経営戦略会議のほうに報告をして、最終的な決断を仰ぐわけですが、その前段階で、ある程度の方針に沿った形で結論を出しながら、経営戦略会議に提出をしていくと、そういうマネジメントのほうをやっていると、そういう形であります。

以上です。

No.345 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.346 ○1番(川上 裕議員)

そうすると、行政経営部に対してのアドバイスとか、そんなような感じで関与をされているという解釈でよろしいですか。違いますか。

No.347 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
伏屋行政経営部長。

No.348 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

はい、そのようなことで結構かと思えます。

No.349 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.350 ○1番(川上 裕議員)

それでは、次にいきます。

けさの朝方の藤江議員のところでも出ましたので、重なるかもしれませんが、目標管理について、部課長のマニフェストが出たということでお聞きします。

市長マニフェストに基づいて、部課長がマニフェストをつくられたということでお聞きしました。

そこで、それはそれで、市長のご方針なので、それはよろしいかと思うんですけれども、中身が簡単だとか難しいとかという話は別にしまして、総合計画に対する目標というのは、部課長は持たないんですか、お聞きします。

No.351 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
伏屋行政経営部長。

No.352 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

総合計画の目標管理については、422の事業について各担当課が作成をいたしまして、それで進捗の管理をしているということでありますので、それによって、また時代や環境が変化してきたときには、手法等を変えてやっていくという形でやっております。それが目標管理ということで考えております。

以上です。

No.353 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.354 ○1番(川上 裕議員)

私は考えますに、これは 2015 年度までですよ、総合計画。そこまでにやらないけないというのがうたってあるわけです。

各課に、各部門に配分はされておられませんけど、総合計画は、いろんな分野にまたがってはおると思うんですけれども、少なくとも各部門、各課がこの総合計画の目標を持った上で、それを展開したのが課長、係長へいくというのが、本当の目標管理じゃないですかね。そうしないと、いつまでたっても総合計画は達成できないんじゃないですか。

マニフェストの目標は目標で、それはそれで進めていただいて、個人的に進めていただいて、それが人事評価に重なってくるなら重なってくるで結構なんですけど、そういう目標管理になってないと、宝の持ち腐れにならないですか、お聞きします。

No.355 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.356 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほど申し上げたように、422 についてはそういった形でやっております。

部課長マニフェストにつきましては、午前中にもご答弁申し上げたんですが、秘書政策課のほうから紹介するときに、「こういう観点でつくってください」ということをお願いをして、その「こういう観点」というのは、1つは、総合計画やその他の計画に載っている事項から選んでくださいというのと、さらに市長マニフェストからも選んでくださいということでお願いをして、その結果が今回の 34 の事業になったわけでございます。

今年から始めた事業でありまして、実際に、その事務局のほうで出てきたマニフェストについて、「これは総合計画に関係ないから直してくれ」だとか、そういった指示はしておりません。

つくられた部課長さんにお任せをして、それが総合計画やら市長マニフェストに入っているならば、それは結構ですという、そういうやり方をしましたので、また考えていけない面もあるかもしれませんが、今年については、そういったやり方をしたということで、ご理解のほうをいただきたいと思います。

No.357 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.358 ○1番(川上 裕議員)

よくわかりました。

で、その 34 項目は、ですからこれは個別で、今回はそういう両方、総合計画もマニフェス

トも入れた形でつくられたということでやられるということですね。

ですので、次回からはそういうようなことも踏まえていただいて、どうせやられるのであれば、せっかくやっても、単独の勝手なあれでは余りおもしろくないので、そういうようなつながりを持っていただくようなことをお願いしておきたいなと思います。これは研究していただきたいなと思います。

では、次のほうにいきます。

成熟した住宅都市、市長がよく「新しい公共、成熟した住宅都市」ということで言われておみえになります。先ほどの質問の中でも私は言いましたけれども、若者が住み続けたいまち、潤いのあるまち、緑を残した都市と農業が共生したまちというのを、どのように構築していくかというのをお聞きしていきたい。

先ほど横山部長からお答えがありましたけれども、部分的なところでの活性化というのにはありましたけれども、豊明市として、この成熟した住宅都市というのはどうやってつくっていくかというところをお聞きします。

これは市長がよろしいですか。市長にお願いします。

No.359 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.360 ○市長(石川英明君)

基本的な考え方は、やはりお子様からお年寄りまでが、本当に住んでよかったということでもあります。

そのための具体的な施策が今、市民負担の軽減であったり、その中にあります子育て支援や、高齢者のためのいろんな施策を今、少しずつ組み立てをさせていただいておるわけです。

そのことが、若者が定着をして、このまちがやはり活気のあるまちになっていくということが基本になろうかと、基本的にはそんなことになるというふうに思っています。

ただ、具体的な施策は、子育て支援の部分や、若者の支援策、それに高齢者の支援策ということになるだろうというふうに思っています。そのことを着実に今から進めていく段階に入ってきたということでもあります。

以上であります。

No.361 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

私とイメージが少し違うので、ちょっと私のイメージを話しさせてもらってもよろしいですかね。

私は、1年半になります。この議場に出るようになりまして、ここの場で仕事をさせていただいておるんですけども、なかなか豊明市のためになっているような仕事をしているかといったら、今、自分を自問してみても、なっていないような気がする。

何かもやもやとして、どこかにあるなあと思うと、何のために、何をしたいらいいのか。豊明市はどっちに向いているんだというところが、わからないところがちょっとあります。

ですから、今の子どもだとか若い人たちのために施策を打っていかれると言いましたけれども、こういう方向だと、豊明市はこういう方向にいくんだというようなことをぜひ示していただきたい。

そうすると、私たちも職員の方々もそうじゃないかとは思いますが、自分たちの目標というものが持たれて、モチベーションも上がっていくようなことになるんじゃないかなと思います。

その1つの提案として、皆さんがお聞きのこともあるかもしれませんが、最近、コンパクトシティという言葉がはやっているんですが、言葉の響きはいいんですけども、本当にこれが生きたものになっていくかどうかちょっとわからない。

例えば、青森だとか神戸だとか、富山等で、今後、特に主として交通網の整備だとかして、歩いて1時間圏内にいろんなものを集めてくると、そこで活性化させる。そんなような動きを今、しているということを聞いております。

私、じかにまだ見てきてないのでわかりませんが、豊明市でいったら、1時間といったらみんな歩けちゃうので、もうそもそもコンパクトじゃないと言われるんですけど、そうじゃなくて、先回の6月のときでもお話しさせていただきました二村台のUR団地、それから前後、それから市役所、ここら辺を中心にして、何かコンパクトなものをつくっていくとかいうようなことを、ひまわりバスも踏まえて、いろんな形でやっていくとかいうようなことは、これは私の1つの案ですけど。

だから、そういうようなことのイメージを出してほしいんですよ。そうすれば、もっといろんな形の提案だとか提言だとか、そういったものがもっと出てくるんじゃないかなと思います。

当然、道路の桜ヶ丘沓掛線、それから名古屋岡崎線というのは、もう最重要でやらないといけないと思いますけれども、豊明団地のURの再活性化、そして特に最近多い空き家ですね、空き家も増え、私の町内でも結構増えております。そういったところを利用して、いろんな福祉に使うとか、いろんなようなことも、お年寄りもご年配の人と一緒に動けるようなまちをつくっていく。

というようなことを考えておりますが、そんなコンパクトシティも将来の構想の1つと考えていますが、いかがですか。

No.363 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.364 ○市長(石川英明君)

今、私自身がお答えさせていただいたのは、ソフト面がちょっと主でありました。

今のその川上議員が言われるようなハード面、都市計画全般でいいますと、もちろん今言ったように、いずれは人口が減っていくということは、きちっとやはり見詰めていかななくてはならないだろうというふうに思います。

しかし、この近隣の市町を見たときに、やはりまだ人口増がという部分もあるわけです。その辺は、少しやはり見詰めていくという必要もあろうと。

で、そうした中で、全体的な概要を言いますと、やはり今の市街化区域内をさらにできれば区画整理をきちっとやって、本当にまちの景観から住宅の環境としてどういうことがいいかということ、具体的に詰めていく必要があると思います。

例えば、街路の、前から言っていますよね、街路樹の問題だとか、歩道もです。

道路計画につきましては、やはり基本的に私の中で今、うっすらですが、出ている計画の一端ですよ。これを全てとは言いませんが、例えば幹線はやはりきちっと通すように、幹線も、やはり景観やいろんなことも背景に位置づけていく必要があろうと思います。

で、生活道路につきましては、今の交通安全の問題もあろうと思いますが、できたら、これは6メートルぐらいあれば、半分は一方通行にして、やはり歩道をつくるだとか、誰もが歩きたくなるようなまちにしていくだとか、街路の計画についても、近自然工法というのがありますよね、今。そんなものも研究して、森の中のやはりまちをつくるということもあろうかなと。

で、看板にしても、あらゆることを、まち並みとしてとっても素敵なまちにつくるということも必要だろうと思います。

また、全体的なことを言えば、北部の名古屋岡崎は、やはり早急に通していく必要があろうと思います。だけどこれも、今の段階ではなかなか難しい状況にあります。

そういうふうになったときに、やはり通さざるを得ない計画も必要になろう。二村山から勅使に至る、今、街路の修理をやっていますよね。あれを県下一の公園にするということも必要が出てくるのかなと。運動公園からあらゆるものですね。そこに農業公園や、さらには道の駅をつくるなり、さらに加えていくなら、北部全体を、前から言っているような田園都市ということも1つです。

それから今、私自身も研究に入っていますが、ある店舗を誘致をするということになれば、商業地域をどこかにつくっていかざるを得ないわけです。これは県下の中では、今は認めないという状況です。それをこじ開けるというのは、非常に壮大な計画が必要になる

のかなというふうに思います。

それから、やはり住宅都市を、先ほど言ったように、田園都市構想にするのか、やはり緑の中のまちを、それは将来ですね、本当に愛知県においても、全国からいってもすてきなまちにするということは、1つの方向性ではあるのかなというふうに思います。

その中に、先ほど言われたように、市街化区域内の開発ができるところについては、やはり開発をして、人口を増やしていくという手だても。

南部につきましても、やはり今、1号線から花き市場のある一帯ですね、これは望むと望まざるとも、地権者の方がやはり土地利用したいということがあります。この辺も計画的にしないと、後から倉庫群ができるとかということになります。

だから、それから以下の南部では、あそこもまた、計画をしようと思えばいろんなことが描けるわけです。

ですから、そうしたことを総合的にです。

この辺の基本構想につきましても、まだ私自身と、各部課長には話をしておるんですが、これもまだ内部の段階です。

これをやはり地権者や地域や各団体と協議をしながら、将来、先ほど言われたコンパクトというのは、やはり必然的に望まざるとも来る可能性があると思います。

そうした部分と、ソフトですね、先ほど前段で述べました。それをミックスして、成熟した都市ということの理念をですね、皆さんで構築をする必要があるだろうと、その中の具体的な施策になるのではないかなというふうに思っています。

以上であります。

No.365 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.366 ○1番(川上 裕議員)

はい、わかりました。

そういうふうに北部、南部から市街化、中心街、そういうふうに今、お話しいただきました。期待して待っていますので。こんなお話を聞いたのは初めてですので、これからの期待をさせていただくところでございます。

ところで、先ほど組織のお話が出ましたけれども、また時間がありませんので、ちょっと細かいことはあれしますが、その今のまちづくりだとかそういったものを計画するのに、ぜひ提案なんですけど、ぜひ若い職員の方で、まちづくり課だとかプロジェクトをつくっていただいて、自分たちが将来住むまちをつくりたいんだというような、プロジェクトかまちづくり課とかいうのをつくっていただいて、ぜひ若い人たちに、新しい発想で豊明市をつくっていただくようなことを提案していただきたいと思いますけれども、お聞きしておると時間がありませんので、お願いしておきます。

最後に、これは私が会社時代に勉強したことなんですけども、私は大卒で既卒で入って、だから出世も早かったんですが、その知らず知らずのうちに、周りとちょっと乖離して行って挫折したことがありました。

そこで、夜学等でちょっと勉強し直して、また出直したんですが、そのような中で、最近、同じような内容を講演してみえる先生がおみえになりまして、ちょっとご紹介したいと思います。

それは、「ナレッジマネジメント」の牽引者で、一橋大学の野中教授という方なんですけど、「現場で適切な判断を下すことができる知力を伴うリーダーシップを発揮するためには」というテーマで、1番、よい目的をつくる。いわば先ほどの話にもあったビジョンを掲げるということですね。2番、場づくりのうまいこと。いわば人と人、人と環境の場をつくるコミュニケーションづくり。3番、ありのままの現実を直観する能力。これはしっかりと現状把握。4番、その直観を概念化でき、その概念を実現する政治力、実践力という能力を有することですと言っています。

新しい副市長は、先ほど新聞発表で「コミュニティーとコミュニケーションを大事に」ということで強調されてみえました。その記事を読んで、私は、市長より何か気が合いそうな気がして、楽しみに期待しておりますので、よろしくをお願いします。

私は、この野中教授の話を忘れずに、今後とも皆様とともに励んでいきたいと思っています。

これにて、質問を終わります。

ありがとうございました。

No.367 ○議長(安井 明議員)

これにて、1番 川上 裕議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後3時21分休憩

午後3時32分再開

No.368 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 近藤善人議員、質問席にて質問願います。

No.369 ○4番(近藤善人議員)

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問の前に、1点訂正箇所がありますので、お願いします。

通告書の2枚目の⑭の後が⑯になっていますけれども、これは⑮で、⑰が⑱になります。よろしくお願いします。

それでは、質問をさせていただきます。

大津の中学生の自殺が大きな波紋を広げています。担任、学校、教育委員会の対応が問題視され、改めて教育現場の閉鎖性が浮き彫りになりました。

この事件以降、全国で11件のいじめが認識され、事件として取り上げられています。

今年8月には、隣の大府市でも、いじめを受けて適応障害になり、教室に入れなくなるなどの症状が出た女子中学生が被害届を出しています。

本市においても、毎年70～100件ほどのいじめが確認されていると聞いております。

刑事事件になるような大きな事件にはなっていないようですが、いつ大津のような事件になるかもしれません。事件になってからでは遅いのです。

学校、教育委員会は、早めの対応や、教職員のいじめへの指導体制を確立しなければなりません。

本市の24年度教育委員会基本方針の主な施策の1番目にも、「いじめ、不登校等の未然防止と早期発見に向けた取り組みや相談体制の充実を図る」とあります。

そこで、質問です。

各学校のいじめに対する取り組みと、指導室が行っている指導についてお伺いします。

No.370 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.371 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、各学校がいじめに対する取り組み、それから指導室が行っています指導について、順次お答えしてまいります。

まず最初に、各学校で実施していますいじめに対する取り組みについて。

まず、学期ごとのアンケート実施と、その結果を踏まえて、個別の教育相談があります。これは、学期ごとに「学校が楽しいか」とか、「友だちがいるか」とか、そのような、小学生ですが、簡単な内容のアンケートを行い、学級担任が個別に指導するものであります。

そして、朝会での校長の講話や、学級での担任の講話。

道徳の時間に、新聞記事などを活用した授業。

いじめ、不登校対策委員会での教員の共通理解と事例研究。

そして、相談電話の周知。相談電話は、「いじめホットライン24」とか「こころの電話」とか、「子ども家庭110番」という電話がございますので、相談電話の周知。

そして、学校新聞などによる保護者向けの相談窓口の周知。

これらの取り組みを学校が行っております。

また、指導室が行っております指導には、いじめに対する関連資料を学校に提供し、学校で指導に生かせる。

月末に、各学校で発生した事例の集計と分析に基づく学校への指導助言。

そして、学校とともに保護者を面談し、実際の対応に当たる。

保護者から相談事項を受けて、学校への対応を指示する。

学期の初めの「子ども寄り添い強化月間」、これは学期の初めではありますが、強化月間を周知する。

これら指導室より各学校に指導しているところでございます。

以上、終わります。

No.372 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.373 ○4番(近藤善人議員)

資料を提供とありましたけれども、もう少し具体的に、どんな資料を提供しているのか、お願いします。

No.374 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.375 ○教育部長(津田 潔君)

いじめに対する関連資料は、各学校から月末に上がってきます事例集、関係資料、それから県教委から通知がありますいじめに関する資料、これらのものを各学校に提供しております。

以上です。

No.376 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.377 ○4番(近藤善人議員)

いろいろと対策は立ててもらっていると今、実感しました。

それでは2番目なんですけども、毎年、70~100件ほどのいじめが確認されているようですが、一部に教育委員会まで届かずに消えてしまっているものと聞いたことがあります

が、各学校校長、教職員でのいじめに対する認識の統一とか、いじめの定義は徹底されているのでしょうか。

大津のときでも、悪ふざけとかけんかとして処理されてしまって、それが大きな事件になってしまったということを聞いておりますので、その辺の認識の統一とかはされていますでしょうか。

No.378 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.379 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、お答えいたします。

昨年度は、市内約 6,000 人の児童生徒がいる 12 の小中学校から、小学校では 22 件、中学校では 47 件、合計 69 件のいじめの報告がありました。

この内容は、言葉による冷やかしかとか、軽く肩をたたいたりとか、物を隠す、そのような事例で 69 件の報告がありました。

各学校には、「いじめとは、発生場所が学校の内外を問わず、当該児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」、こういうふうにいじめを定義するように繰り返し通知しております。

多くの児童生徒が生活する場でありますので、先のいじめの定義に当たっては、当てはまる事例は想像以上に多く起こります。その都度、実態を調べ、当該児童生徒に指導をし、人間関係の修復を図っております。

当人同士が学校内で人間関係を修復できたものについては、報告されないものもあると認識はしております。

ただし、発生の事実を知りながら、未解決のまま放置したり、報告を怠ったりする事例はないものと認識しております。

以上、終わります。

No.380 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.381 ○4番(近藤善人議員)

それでは、けんか、悪ふざけとして処理されているような事例は、ないということでは理解してよろしいでしょうか。

No.382 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.383 ○教育部長(津田 潔君)

はい、いじめの定義から、そのように認識しております。

終わります。

No.384 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.385 ○4番(近藤善人議員)

それでは、3番目のいじめの未然防止と早期発見についての施策を具体的にお願います。

No.386 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.387 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、いじめの未然防止と早期発見の施策であります。

人権を尊重する教育活動が根底に必要であるというふうに考えております。

まず、全校を挙げて、道徳の授業を中心に朝会での校長講話、学級担任による日常的な講話、多様な構成によるグループの活動、力を合わせてつくり上げる学校行事などで、人権を尊重する教育を展開しております。

これにより、温かい人間関係の醸成と、困ったときに話せる、困った人に声をかける学校づくりを目指しています。

そして、個々の児童生徒に対して、先に話したアンケートや教育相談による児童生徒の理解も重要と考えております。

教師は、1日の日課を工夫して、一人ひとりと個別に面談をしております。

今年度、試行的に中学2年生と小学校6年生で学級満足度をはかるQ-Uテストを実施いたします。これも児童生徒の心のありようをはかる1つの手だてというふうに考えております。

早期発見の要は、教師と児童生徒の日常的な触れ合いから生まれる信頼関係だと考えております。そのために、学校に与えられた課題や、学校教育が担うべき学習内容を精選

し、事務処理のOA化を進めながら、教師が児童生徒と向き合える時間を生み出すことも、重要な点というふうに考えております。

以上、終わります。

No.388 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.389 ○4番(近藤善人議員)

先ほどの質問で、いじめ対策委員会というのがあるとお聞きしたんですけども、いつからできたのか、メンバーとかを、わかれば教えていただきたいと思います。

No.390 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.391 ○教育部長(津田 潔君)

いじめ対策委員会は、各校に設けてございます。

メンバーは、もう全ての教職員、教職員の多い学校、3中学と中央小学校では、メンバーを精選しておりますが、ほかの学校では、ほとんど全教員が構成メンバーというふうになります。

いつから委員会が設立したかというのは、ちょっと手元にございませんで、後ほど調べてご回答をいたします。

終わります。

No.392 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.393 ○4番(近藤善人議員)

このいじめ対策委員会なんですけども、私がちょっと聞き逃したら申しわけないですけども、定期的に行っているんですね、例えば月に1回とか、学期ごととかに。

もう一度、お願いします。

No.394 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.395 ○教育部長(津田 潔君)

各学校では、月に1回程度開催しております。

そして、市全体でいじめ、不登校の担当者が集まる委員会は、学期ごとに開催しております。

以上です。

No.396 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.397 ○4番(近藤善人議員)

外部の人の校内のパトロール、例えばPTAとかですね、そういうことはしてないでしょうか。

No.398 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.399 ○教育部長(津田 潔君)

外部の方の校内のパトロールというお尋ねですが、外部の方にいじめ等の発見をお願いしているというような事例はございません。

以上です。

No.400 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.401 ○4番(近藤善人議員)

よく、「開かれた学校」という言葉を耳にするんですけども、そういう意味でも、地域の方とかそういう方に、学校に来ていただく機会を設けていただきたいと思うんですけども、何かそのような考えは。

No.402 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.403 ○教育部長(津田 潔君)

おっしゃるとおり、学校は閉鎖的であってはならないと考えております。

開かれた学校を目指すために、学校行事、平日もあります。特に土曜日、日曜日と学校行事を設けて、地域の皆さんに学校に来ていただき、学校の実情、実態を見ていただくように、教育委員会としては学校に指導しているところでございます。

以上です。

No.404 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.405 ○4番(近藤善人議員)

早期発見についてなんですけども、なかなか子どもというのは、家庭で余りこう、話せないとか、親にも相談できないというようなことが多いと聞いているんですけども、例えばいじめの発見チェックシートみたいなものを家庭で行うような、そういう計画はないでしょうか。

大津の事件でも、何か金銭的な授受もかなりあったようで、とても中学生には用意できるような金額じゃないお金が動いていたと聞いています。そういうことがあれば、必ず親でもわかると思うんですけども、何かそういう家庭でのチェックをするような施策は。

No.406 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.407 ○教育部長(津田 潔君)

いじめの早期発見は、やはり学校で子どもの訴えに敏感になること、それから道徳教育を普段から取り組むこと、それからいじめられている子どもの心理を理解することが大切であるというふうに考えております。

各家庭で小さいことでもすぐに発見できるように、チェックシートというお話でございますが、学校としましては、子どもが相談できるように、教師と子どもの信頼関係、これは日常的な触れ合い、児童生徒との触れ合いから築き上げられるものと考えております。子どもと教師との信頼関係をまず大切にしていきたい、今のところはそういうふうに考えております。

以上です。

No.408 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.409 ○4番(近藤善人議員)

今の答弁にちょっと反論なんですけども、なかなか先生にも話せないから親にも話せないということで、どこにも相談できない子というのは、かなり多いと思うんです。

そういうときに、やっぱり一番多いいじめ発見のきっかけというのが、本人の訴えというのものあるんですけども、あと先ほどのアンケート、もう一つは、家庭からというものあるんですけども、やっぱりいろんな手だてを打たないと、教師と子どもの触れ合いというのは非常にわかるんですけども、なかなかそういう触れ合うということができない子もいると思うので、家庭で発見するというのも非常に大切ではないかと思うんで、ぜひ、この家庭でのそのいじめ発見のチェックシートというのはやっていただきたいんですけども、どうでしょうか。

No.410 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.411 ○教育部長(津田 潔君)

子どもが教師に話しにくいという面、日常的に触れ合いを重視するといっても、子どもが相談しにくいということがあるということも認識しておりますので、家庭でのチェックシート、そのような形をいじめ防止対策としてとっているような事例がございましたら、一度調べてみたい、そういうふうを考えております。

以上です。

No.412 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.413 ○4番(近藤善人議員)

実際にありますから、また後から、私のほうからもお知らせしてもいいです。

じゃ次に4番目、ネットいじめも数件あるようですが、それについての対応をお願いします。

No.414 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.415 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、ネットいじめの対応についてお答えいたします。

各学校のコンピューター室で学習を始めるときに、情報機器を扱うときのマナーやモラルについて、学年の実態に合わせて指導を行っております。

また、愛知警察署や通信機器業者から外部講師を招くことや、情報機器に精通した教師が安易なネット利用による弊害を授業で指導しております。

愛知警察署から提供を受ける学校裏サイト情報を各学校に知らせ、誹謗中傷につながりかねない情報については、削除要請をする仕組みを整えております。

以上、終わります。

No.416 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.417 ○4番(近藤善人議員)

小中学生のインターネットの使用とか、携帯電話の保有率なんかは、教育委員会のほうで把握はされているでしょうか。

No.418 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.419 ○教育部長(津田 潔君)

申しわけございませんが、手元に資料がございませんので、まず把握しているかどうかという点につきましても、後ほどちょっとお答えしたいと思います。

No.420 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.421 ○4番(近藤善人議員)

これもアンケートをとってみないとわからないと思うんですけども、それに対してのアンケートの予定とかはないでしょうか。

No.422 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.423 ○教育部長(津田 潔君)

今のところ、アンケートをとるということは教育委員会、指導室のほうからは聞いておりません。

以上です。

No.424 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.425 ○4番(近藤善人議員)

学校裏サイトというのがあるんですけども、この辺のチェックとかはされているのでしょうか。

No.426 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.427 ○教育部長(津田 潔君)

こちらのほうにつきましては、各学校で裏サイト情報、書き込みについて、四六時中ではございませんが、チェックは行っております。

以上です。

No.428 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.429 ○4番(近藤善人議員)

次に5番目として、いじめの加害者である児童生徒への対応はどのようにされているのでしょうか、お答えください。

No.430 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.431 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、いじめの加害者である児童生徒についての対応をお答えいたします。

まず、いじめの加害者本人から事情を聞くとともに、関連情報を周囲の児童生徒や教職員から集め、事実の特定にまずは努めます。

そして、事実内容に沿った指導を担当を始めとした複数の教員で行い、内容を吟味した上で保護者に連絡し、その後、経過観察につなげます。

以上です。

No.432 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.433 ○4番(近藤善人議員)

毅然とした対応ですね、いじめは絶対にしてはいけない。あと粘り強い対応。

文科省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員とともに、年間10件以内にとどまっているいじめた側の子どもの出席停止も、改めて活用するとしています。

このあたり、そのいじめた側の出席停止なんかは、お考えは。

No.434 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.435 ○教育部長(津田 潔君)

現在では、出席停止という措置は考えてございません。

それと、先ほど答弁で申し上げられなかったことですが、いじめ、不登校対策委員会、現在、調べられる範囲では、平成6年度には委員会が各校に設置されていたということでございます。

それと、2点目の携帯電話の保持率といいますか、それは現在、把握しておりませんが、おおむね予想ですと、約30%程度ではないかというふうに考えております。

以上です。

No.436 ○議長(安井 明議員)

後藤教育長。

No.437 ○教育長(後藤 学君)

ちょっと答弁を補足したいと思いますけれども、先ほどの出席停止の件ですけれども、現

在は、出席停止をしなければならぬほど悪質ないじめは起きておりませんが、今回のあの大津の事件でも大変問題になりました。

いじめられている側が学校へ行けなくて、いじめているほうが平然と学校へ行っていると、こういう状況は見直していかなくちゃいけないというふうに思いますので、今後、もし悪質ないじめが出てくるようであれば、出席停止にはいろいろ制限もありますけれども、そういったことについては考えていきたいというふうに思っております。

No.438 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.439 ○4番(近藤善人議員)

先ほどの携帯の保有率で、3割ということなんですけども、これは小学生だと思うんですけども、私の把握しているのは、中学生だともう8割から9割と聞いているんですけども、その3割は小学生でよろしいでしょうか。

No.440 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.441 ○教育部長(津田 潔君)

言葉足らずで申しわけございませんでした。

そのように、小学生というふうでよろしいかと思えます。

以上です。

No.442 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.443 ○4番(近藤善人議員)

それでは、5番目については、非常にいい答弁をいただきました。ありがとうございます。

そして6番目ですけれども、いじめが解決したと見られる場合の事後対応は、どのようにされていますか。

お願いします。

No.444 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.445 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、いじめが解決したと見られる場合の事後対応ですが、発生を確認した時点から、職員室の打ち合わせなどで教職員の共通理解を、まずは図ります。

対応の進捗状況や結果についても、全体の場で確認すると同時に、経過観察することを共通理解いたします。

また、学期ごとにいじめ、不登校対策委員会を開催し、事後の報告がなされます。

その後、交友関係に気を配り、一定期間ごとに家庭との連絡を継続してまいります。

以上、終わります。

No.446 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.447 ○4番(近藤善人議員)

解決されたとした場合でも、教師の知らないところで、またいじめが始まっていたりすることがあると聞いております。解決したと短絡的にとらえず、複数の教師で継続して見守っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは7番目、いじめに対して学校、教育委員会、家庭との連携はということで、ちょっと抽象的なんですけども、各学校で出している新聞とか便り等を通じて、学校でのいじめ対応方針や指導計画などを、家庭とか地域に公表はされているでしょうか。

No.448 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.449 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、学校、教育委員会の連携になりますが、まず情報の共有化が一番重要だと考えております。

具体的には、学校と家庭の間では、連絡帳のやり取りや電話連絡、時には家庭訪問を有効に行うようにしております。

教育委員会は、報告があった事例を第三者の目で分析し、必要な指導を行い、場合によっては直接面談を行います。

児童生徒自身のコミュニケーション能力の不足もさることながら、保護者間の感情の行き違いが子どもに与える影響もあり、全ての保護者に十分理解されない場合もあり、その

対応に苦慮することがあります。それら家庭と家庭の相互連携も進めていきたい、そのように考えております。

以上、終わります。

No.450 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.451 ○4番(近藤善人議員)

各連携ということで、学校とPTA、あるいは地域の関係団体等が、いじめの問題について協議する機会というのはあるのでしょうか。

No.452 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.453 ○教育部長(津田 潔君)

これは、いじめ、不登校対策委員会で各学校で協議いたします。その後に、全教員でいじめ防止対策について具体的な指導方法を行います。

学校の外部の方に相談というところにつきましては、今のところ、そのような事例は聞いておりません。

以上です。

No.454 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.455 ○4番(近藤善人議員)

聞いていないということではなくて、こういう機会をぜひ設けていただきたいという提案なんですけども、お願いします。

No.456 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.457 ○教育部長(津田 潔君)

大変失礼いたしました。

外部の方、地域の方のご意見もいただけるような取り組みを、一度研究してまいりたいと思います。

以上です。

No.458 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.459 ○4番(近藤善人議員)

ありがとうございます。

問題の有無にかかわらず、学校と保護者、PTA、そういう話し合いの場が本当に必要だと思います。

教師と保護者、あるいは先生との信頼をつなぐ意味でも、大切なことだと思いますので、ぜひ、そういう機会を設けていただきたいと思います。

それと、次の8番目です。

これは前の質問とも関連するんですけども、児童生徒の悩みやストレスを受けとめることができるような相談体制はできていますかということで、学期にしているということなので、あと、あるところでは、学校とか学級で相談ポストというのを設けて、児童生徒の悩みを把握しているところがあるんですけども、そういうようなことはされていませんか。

No.460 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.461 ○教育部長(津田 潔君)

児童の悩みを受けられる相談については、スクールカウンセラーという者を配置しております。スクールカウンセラーにより、児童生徒の悩みを受けとめられる制度といたしまして、今、県費で3中学校と小学校2校にスクールカウンセラーを配置しております。

また、スクールカウンセラーのほかには、学校には養護教諭という者がおります。養護教諭は、心の安定を図る上で重要な役割を果たすことがわかっておりますので、落ち着いた雰囲気の中で相談できる環境づくりに、こちらも努めているところでございます。

以上です。

No.462 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.463 ○4番(近藤善人議員)

次の9番は、先ほど答弁いただきましたので、10番、中学校区での小学校とのいじめに関する情報交換はきちんとされているでしょうか。

No.464 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.465 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、情報交換であります。小学校で集まった情報のうち、指導要録に記された内容は、そのまま中学校に送られることが義務づけられております。

また、特別支援教育に係る内容も、個別の教育計画として文書で送られております。

小学校と中学校の教師が顔を合わせて、一人ひとりの情報を伝えております。

また、小学6年生の児童が中学校に進学前に中学校を訪問するときは、中学校の教師が直接児童の行動の様子を参観できる時間、こういうような時間を設けているところであります。

以上です。

No.466 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.467 ○4番(近藤善人議員)

異動があるんですけども、校長とか教職員にはですね、その異動があった場合の、そういうちゃんとしたその引き継ぎというのは、しっかり行われているんでしょうか。

No.468 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.469 ○教育部長(津田 潔君)

当然、人事異動がありましても、引き継ぎ等はしっかり行っております。

また、個別の指導要録、それから個別の教育計画という文書も残っておりますので、その点をご心配ないかと考えております。

以上です。

No.470 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.471 ○4番(近藤善人議員)

それでは、11番目の、いじめの発見のきっかけとして、アンケートが非常に有効だとされているんですけども、先ほどQ-Uアンケートをまたやっていただくということがあったんですけども、Q-Uアンケート以外に、いじめに対するアンケートというのはなされているでしょうか。

No.472 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.473 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、先ほど③でもお答えして一部重複いたしますが、いじめのきっかけとしましては、学期ごとに行うアンケート、これは①でお答えしました小学生ですと、「学校が楽しいか」とか、「友だちがいるか」とか、「学校に行きたくないか」とか、そのようなアンケートを学期ごとに行っております。

そのアンケートにより、学級担任が個別の児童生徒の教育相談を行い、児童生徒の理解に努めております。

そして、これも重複いたしますが、教師は1日の日課を工夫して、一人ひとりと個別に面談して、児童生徒に向き合っております。

いじめの早期発見の要は、やはり教師と児童生徒の日常的な触れ合い、信頼関係から生まれるものではないかというふうに考えております。

以上です。

No.474 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.475 ○4番(近藤善人議員)

すみません、重複してしまって。

それでは、次の12番目の、地域の人々の学校教育に対する理解や関心を高めるための施策ということで、豊明の教育の中に、特色ある学校づくりの中によく出てくる「地域に開かれた学校にする」というようなことが出てくるんですけども、これについての具体的な施策は、どのようなことでしょうか。

No.476 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.477 ○教育部長(津田 潔君)

学校は、情報提供の機会を増やすために、ホームページを開設したり、学校新聞、月に1回発行ですが、学校新聞を地域に配布するなどして、地域に開かれた学校に努めております。

また、登下校の見守りや読み聞かせなどのボランティアで協力いただいています方々や、学校評議員、地域の民生委員、児童委員の皆さんにも情報を提供したりして、情報をいただいたりしながら、地域との連携を図っております。

以上です。

No.478 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.479 ○4番(近藤善人議員)

続きまして、13番目の、震災被災地への修学旅行の考えはないでしょうか。

No.480 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.481 ○教育部長(津田 潔君)

修学旅行は、遠足、宿泊的行事として教育課程に位置づけられ、全ての学習活動のまとめとして重要なものというふうに考えております。

震災で被害に遭われた人々との交流や支援活動は、人間形成の上で大変意味のあることと考えております。

しかし、修学旅行は距離や費用負担、愛知県教育委員会に示された「中学校は中部、近畿、関東方面の範囲。小学校は郷土を中心とした近畿府県の範囲」などを総合的に判断して、現状では、震災被災地への修学旅行を指示する考えはございません。

以上です。

No.482 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.483 ○4番(近藤善人議員)

物理的に絶対無理だということなんでしょうか。

No.484 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.485 ○教育部長(津田 潔君)

絶対に無理というわけではございませんが、今の状況を考えますと、保護者負担等もございまして、今のところ修学旅行地、被災地への考えというのは難しいかというふうに考えております。

No.486 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.487 ○4番(近藤善人議員)

1%でも可能性があるなら、ぜひ考えていただきたいんですけども。

本当に被災者の交流は、命の大切さとかを学ぶ、またとないチャンスだと思います。被災地支援にもなりますし。

被災で一番心配しているのは、大震災の風化ということだそうです。忘れられることが一番怖いということを言っています。

市長も、被災地への継続な支援を約束されていますが、ちょっと市長にお伺いします。可能性については。

No.488 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.489 ○市長(石川英明君)

市長部局としては、非常にお答えがしにくいんですが、ただ発想、発案というのは、考え方については、私自身は理解できます。

ただ、やはり学校教育の中の基本的な考え方があるというふうに思っていますので、その辺については今、部長がお答えした範囲になろうかというふうに思っています。

ただ、考え方については理解できます。
以上です。

No.490 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.491 ○4番(近藤善人議員)

じゃ、絶対にだめじゃないということで理解させていただきます。
修学旅行がだめだとすると、ほかの施策、被災地の現状を知るための施策とか方法を
何かお考えは、子どもたちに伝える施策は何か考えてないでしょうか。

No.492 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.493 ○教育部長(津田 潔君)

修学旅行は、今、申し上げたようでありますが、被災地の方、被災された方の体験談、そ
れを児童生徒、子どもたちが何うことは、やはりこれからの人間形成を行っていく上で非常
に有意義、大切なものであると考えております。

そのような被災地から、被災に遭われた方からの講話、講習等についても、一度研究し
てみたいと思います。

以上です。

No.494 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.495 ○4番(近藤善人議員)

隣というか、日進市では、花火問題から今、非常に交流が盛んになっていて、子どもたち
を呼んだりして交流しているんですけども、豊明でもそういうような被災地の子どもを呼
ぶというような、そういうお考えはないでしょうか。

No.496 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
後藤教育長。

No.497 ○教育長(後藤 学君)

学校教育という非常にシステムがきちっとできておりますので、その枠の中でそういったことができるかどうかということは、かなり研究が必要かなあというふうに思っております。

むしろ、先ほどおっしゃったように、日進市のように市民レベルで、向こうの子どもたちを呼んで、こちらで思い切り屋外で遊んでもらうというようなことをやられたということが、新聞に大きく報道されておりましたけれども、かなり市民の方からのカンパも募ったりして、市民レベルでそういったことを企画されておるように聞いておりますので、そういった動きが出てきてくれるといいなあということを期待しております。

No.498 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.499 ○4番(近藤善人議員)

次は、土曜日の授業についてですけれども、東京では、学校と地域の連携などで、開かれた学校づくりを目的に、都内ほとんどの小中学校が、保護者や地域住民に公開するなど条件つきで、土曜授業を月2回ほど実施しているんですけども、本市の考えは。

No.500 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.501 ○教育部長(津田 潔君)

土曜日授業の考えでございます。

まず、土曜日につきましては、平成4年に第2土曜日が、平成5年に第2、第4土曜日が、平成14年からは毎週土曜日が学校休業日というふうになりました。

その狙いは、学校、家庭、地域社会の役割を明確にし、さまざまな体験を通じて生きる力を育むことにありました。

この2年は、今の教育基本法や学習指導要領の改正後も変わることがございません。地域への学校情報の公開を進めるために、本市の小中学校では、運動会や体育大会、作品展、学習発表会など、さまざまな行事や授業参観を土曜日に実施しております。

保護者向けの案内文書にとどまらず、地域の方もこのような公開の場に足を運んでいただけるよう、広報の仕方を考えてまいりたいと思っております。

また、学力の補充については、授業開始前の時間を効果的に使って日常的に行っておりますので、改めて土曜日に授業をするということは、現時点では考えておりません。

以上です。

No.502 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.503 ○4番(近藤善人議員)

土曜日の授業は考えてないということなんですけども、授業前にやっているということなんですけども、新しい学習指導要領で授業時間が増えたんですよ。その辺の対応と思うんですけども、授業前の時間で間に合うというか、十分対応できているんでしょうか。

また、その増えたことに対する子どもや教師への負担とかはないでしょうか。

No.504 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.505 ○教育長(後藤 学君)

新しい学習指導要領になって、非常に学習内容が増えました。そのことに対しては、1つは、これまで総合学習でかなりの時間を割いておりましたけれども、それを強化のほうに振り向けるというようなことが行われております。

それからもう一点は、実際に授業時間を増やしております。例えば、5時間目までで終わっていたものを、6時間目まで授業を行うとか、それから夏休み前後の授業短縮期間ですね、要するに半日で帰れる期間を、今年度から少し縮めるというようなことも行ってありますけれども、そのようにして授業時間を確保しておりますので、豊明、あるいはこの近隣に限って言えば、そういった方法で対応しておりますして、土曜日でその時間を確保しようという、そういうことは必要ない状態です。

No.506 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.507 ○4番(近藤善人議員)

阿久比町では、サタデースクールというのを、これは「早寝早起き朝ごはん」全国協議会というのがありまして、ここの委託を受けて、町教委が毎週土曜日に午前8時半から10時半の2時間、学習を教えているんですけども、そのような考えはないでしょうか。

これは中1ギャップとかにも関係するんですけども、勉強についていけないという子どもたちのために、こういうことをやっていると思うんですけども、先ほどの朝授業をやっているとかもあるんですけども、特に、その勉強についていけない子どもたちに対する何かその

施策というのは、考えてないでしょうか。

No.508 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.509 ○教育部長(津田 潔君)

阿久比町のサタデースクールをご紹介いただきましたが、本市におきましても、各学校の実態に沿いまして学習補充をしている学校はございます。夏休みの期間中に限り、期間を区切ってやっている小学校、中学校もございます。

改めて土曜日に授業をするということは、やはり今の段階では考えていないというのが現状でございます。

以上です。

No.510 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.511 ○4番(近藤善人議員)

今のサタデースクールなんですけども、参考までなんですけども、これは文科省の委託事業で、申請額の上限が170万円まで認められているそうです。お金をかけずにできるということは非常にいいことだと思うので、参考になればまた検討してください。

次の、じゃ15番目、スクールソーシャルワーカーの活用について。

昨年9月の議会でも私、ちょっと質問させていただいたんですけども、そのときの答弁では、今後の検討課題とのことでした。

どのような検討をされたのでしょうかということと、先ほども言いましたように、先日の新聞に、文科省がいじめ対策としてスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを1,000人規模で増員という記事が出ていました。これは本当にいいチャンスだと思うので、ぜひそのスクールソーシャルワーカーを活用していただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

No.512 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.513 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、まず第1点目のスクールソーシャルワーカーの活用、検討内容でございますが、いじめや不登校の問題解決には、教師だけでは、家庭内の問題や保護者の理解を得ることが難しい場合があることは事実でございます。

客観的にコーディネートできるスクールソーシャルワーカーの活用も、1つの試みと思っております。

でも、検討いたしました、現状では、民生児童委員やスクールカウンセラー、教育相談員など、学校外の人材とスクールソーシャルワーカー的な視点での連携協力を第一に考えております。

そして、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒に影響を及ぼしている家庭、学校、地域環境の問題解決に向けて、地域の支援ネットワークを築くという福祉の関係の専門家となります。愛知県のほか他県では導入されているという実績があります。

調べましたところによりますと、都道府県、政令都市、中核都市というところに、スクールソーシャルワーカーの配置がされているようであります。

他県での導入されている実績について今後、調査研究を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

No.514 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.515 ○4番(近藤善人議員)

最後なんですけども、まとめとしてですね、いじめ、不登校が減少していません。24年度の重点課題になってはいますが、これについてどのように考えているか、お答えください。

No.516 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.517 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、いじめの報告件数についてご報告いたしますが、まず、いじめの報告件数は、平成20年度からの資料で、平成20年度は77件、21年度83件、22年度97件、そして冒頭にお伝えしたように23年度は69件というふうに推移をしております。これはあくまでも報告件数でございます。

それと一方では、同時に調査を行います解決の件数。解決の件数とは、解消、一定解消、交友関係を継続的に支援中というものが、これも平成20年度から77件、80件、97

件、68件であり、当該学年内で解決しなかった事例は、4年間で4件でございます。

平成23年度は、報告が69件で、解消が68件。この1件につきましては、年度を超えて平成24年度に入って解消したというものでございます。

この4年間で4件の当該学年内に解決しなかった事例はございますが、年度を超えてこの4件は解消しております。

そして、この件数につきましては、先にお話しいたしましたように、いじめの定義をしっかりと各学校で捉え、どの学校でもいじめは起こり得るものだという認識が浸透してきた結果であると思います。発生件数の多さにつながっているというふうに考えております。

また、不登校の原因であります。不登校につきましては、全体の約1割は遊び、非行とすることで不登校になっております。

その1割を除いたほかの9割の対策につきましては、6月の議会でお答えしましたとおり、市として学級担任の活動事例、スクールカウンセラー、ホームフレンドの配置、教育委員会の役割、小中連携の取り組み、Q-Uテストの実施などでお答えしたとおりのことを対策として引き続き行っております。

しかしながら不登校は、中学生時代の不登校児童生徒数の約7割が卒業後、成人するまでに通常の生活に戻るという統計がございます。思春期における成長の一過程という観点もあわせ持って、一人ひとりに寄り添った指導が必要であるというふうに考えております。

以上、終わります。

No.518 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.519 ○4番(近藤善人議員)

いろんな施策をしていただいているんですけども、数はなかなか減っていかないということで、不登校対策推進事業は、点検評価委員の方が、21年、22年と連続で不登校対策はここ何年もかわりばえしていないとっております。

抜本的に見直す時期じゃないかと思うんですけども、ちょっと時間の関係で、次のほうに入りたいもんで、ぜひ抜本的に見直していただきたいと思います。

じゃ、次の2番目の学校評価なんですけども、これはちょっと時間がありませんので、また次回に回させていただきます。

最後のまとめとして、非常に残念なんですけども、教育委員の再任が認められませんでした。長い行政経験と4年間のいろんな実績を生かして、今後は無報酬で豊明の教育のために力をかしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

No.520 ○議長(安井 明議員)

これにて、4番 近藤善人議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明9月4日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後4時28分散会

copyright(c) Toyoake City.

